

# 曾於市国土強靱化地域計画

令和3年3月  
(令和4年10月改訂)

鹿児島県曾於市





## 目 次

---

第1章 計画策定の趣旨・位置付け	1
1-1 計画策定の趣旨	1
1-2 本計画の位置付け	1
第2章 基本的な考え方	2
2-1 基本的な考え方	2
2-2 基本目標	2
2-3 事前に備えるべき目標	2
2-4 基本的な進め方	3
第3章 曾於市の地域特性及び災害リスク	4
3-1 曾於市の地域特性	4
3-2 災害リスク（想定する自然災害）	6
第4章 脆弱性評価	13
4-1 評価の取組及び手順	13
4-2 評価のポイント	37
第5章 地域強靱化の推進方針	38
第6章 市地域計画の推進と不断の見直し	66
6-1 他の計画等の必要な見直し	66
6-2 地域計画の不断の見直し	66
6-3 プログラムの推進と重点化	66



# 第1章 計画策定の趣旨・位置付け

## 1-1 計画策定の趣旨

平成25年12月11日、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりに向けて、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が制定されるとともに、平成26年6月3日には「国土強靱化基本計画」（以下「国基本計画」という。）が策定された。その後、国基本計画は、近年の災害から得られた貴重な教訓や社会情勢の変化等を踏まえ、平成30年12月に見直しが行われた。この基本法に基づき、鹿児島県では「鹿児島県地域強靱化計画」（以下、県地域計画）を平成28年3月に策定し、基本計画の見直しを踏まえ、令和2年3月に改訂が行われた。

本市においても、今後30年以内の発生確率が80パーセント程度とされている南海トラフ巨大地震や平成28年熊本地震のような内陸部の活断層で発生する地震、また平成29年7月に発生した九州北部豪雨などの集中豪雨、近年大型化する台風などによる被害が危惧される中、基本法の理念に基づき平時から事前の備えを行っておくことが重要である。

よって、大規模な自然災害が起こっても機能不全に陥らず、いつまでも、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を持った安全・安心な地域の構築に向けた地域づくりを推進するために「曾於市国土強靱化地域計画」（以下、市地域計画）を策定する。

## 1-2 本計画の位置付け

市地域計画は、国土強靱化の観点から本市におけるさまざまな分野の計画等において指針となるべきものであり、国における基本計画と同様に、次の図のとおりいわゆる「アンブレラ計画」としての性格を有するものである。

なお本計画の策定においては、本市における最上位計画である「第2次曾於市総合振興計画」と整合・調和を図ることに留意した。

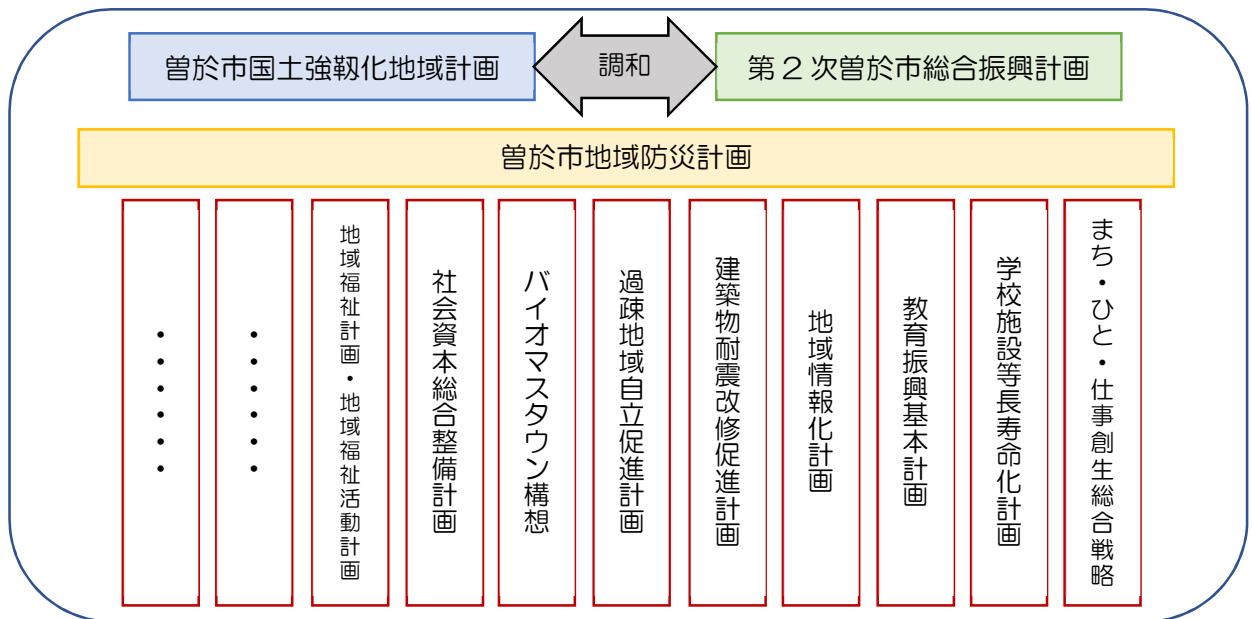


図 計画の体系

## 第2章 基本的な考え方

### 2-1 基本的な考え方

基本法第14条において、国土強靱化地域計画は国基本計画との調和が保たれたものでなければならずとされており、また「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」においては、国土強靱化地域計画における目標は、原則として国基本計画に即して設定するものと規定されている。

これらのことを踏まえ、市地域計画においても国基本計画や県地域計画に即したものとする。

### 2-2 基本目標

曾於市の強靱化に向けた基本目標として、国基本計画や県地域計画に基づき、次のように設定する。

大規模な自然災害が起っても、

- ① 人命の保護が最大限に図られること
- ② 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化が図られること
- ④ 迅速な復旧・復興が図られること

### 2-3 事前に備えるべき目標

曾於市における強靱化を推進する上での事前に備えるべき目標として、国基本計画及び県地域計画を踏まえ、次のように設定する。

- ① 直接死を最大限防ぐ
- ② 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- ③ 必要不可欠な行政機能は確保する
- ④ 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
- ⑤ 経済活動を機能不全に陥らせない
- ⑥ ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- ⑦ 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- ⑧ 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

## 2-4 基本的な進め方

地域強靱化の理念を踏まえ、事前防災および減災その他迅速な復旧復興等に資する大規模自然災害に備えた強靱な地域づくりについて、過去の災害から得られた経験を最大限活用しつつ、次の方針に基づき推進する。

### (1) 地域強靱化の取り組み姿勢

- 本市の強靱性を損なう本質的原因をあらゆる側面から検証し、取り組みを推進する。
- 短期的な視点によらず、長期的な視野を持った計画的な取り組みを推進する。
- 災害に強い地域づくりにより力強い地域社会づくりを推進する。

### (2) 適切な施策の組み合わせ

- 災害リスクや地域の状況等に応じて、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進する。
- 「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、官と民が適切に連携及び役割分担して取り組む。
- 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効活用される対策となるよう工夫する。

### (3) 効率的な施策の推進

- 人口減少等に起因する地域の需要の変化、気候変動等による気象の変化、社会資本の老朽等を踏まえるとともに、強靱性確保の遅延による被害拡大を見据えた時間管理概念や財政資金の効率的かつ効果的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図る。
- 既存の社会資本を有効活用すること等により、費用を縮減しつつ効率的に施策を推進する。
- 施設等の効率的かつ効果的な維持管理に努める。
- 人命を保護する観点から、関係者の合意形成を図りつつ、土地の合理的活用を促進する。

### (4) 地域の特性に応じた施策の推進

- 人のつながりやコミュニティ機能を向上させるとともに、地域における強靱化推進の担い手が活動できる環境整備に努める。
- 女性、高齢者、子ども、障がい者、観光客、外国人等に十分配慮して施策を講じる。
- 地域の特性に応じて、環境との調和及び景観の維持に配慮するとともに、自然環境の有する多様な機能を活用するなどし、自然との共生を図る。



## 第3章 曾於市の地域特性及び災害リスク

### 3-1 曾於市の地域特性

#### (1) 位置・地勢

本市は、鹿児島県の東部を形成する大隅半島の北部に位置し、宮崎県都城市、志布志市、霧島市、鹿屋市、曾於郡大崎町に接している。東西約 30 キロメートル、南北約 31 キロメートルの長靴型を呈しており、面積は、390.14 平方キロメートルで、鹿児島県の総面積 9,1332.42 平方キロメートルの 4.3%を占める。

広域交通網は、市の中央部を東西に国道 10 号、南北に国道 269 号が走り、南西部には東九州自動車道、東部には地域高規格道路が整備中で、宮崎県の中核都市である都城市まで約 15 分、志布志港まで約 30 分、鹿児島空港・宮崎空港まで約 1 時間の圏域にある。

北部地域は、大淀川支流域に開け、都城盆地の一角をなし、南部は菱田川流域に広がる地域となっており、全体的に起伏の多い台地となっている。

#### (2) 気候

本市の気候は、宮崎・鹿児島両県の東半分が入る「南海型気候区」に属する。近海を流れる黒潮の影響により高温多湿で、例年 6、7 月頃には梅雨前線の停滞により、しばしば豪雨に見舞われる一方 8、9 月は高温による干害も受けやすく、俗にいう台風常襲地帯で、毎年いくつかの台風襲来に見舞われる。冬季は日本の太平洋岸地方に共通の晴れた日が多いことが特徴である。

年平均気温は 17 度前後で雪の降る日も少ない。年間降水量は、2,000 から 3,000 ミリメートルに達する。

表 降水量・気温の平均数値

月	降水量 (mm)	気 温 (°C)			平均風速 (m/s)	日照時間 (時間)
		平均	最高	最低		
1月	61.6	5.8	11.8	0.6	1.6	167.9
2月	101.4	7.4	13.3	2.1	1.9	152.3
3月	177.8	10.7	16.4	5.5	2.1	155.4
4月	200.8	15.4	21.3	10.0	2.0	163.9
5月	218.6	19.4	25.0	14.6	2.0	164.5
6月	447.6	22.6	27.1	19.0	2.2	115.3
7月	371.6	26.5	31.3	23.0	2.2	176.9
8月	340.3	26.7	31.7	23.0	2.1	185.1
9月	288.8	23.9	29.0	20.1	2.0	152.7
10月	115.3	18.6	24.4	13.8	1.8	175.6
11月	82.2	13.0	19.1	7.8	1.5	157.4
12月	58.7	7.8	14.2	2.3	1.5	172.3
年	2,481.8	16.5	22.0	11.8	1.9	1939.6

(出典：気象庁「過去の気象データ(1981~2010年)：都城」)

### (3) 人口構造

本市の総人口は、2015年（平成27年）の国勢調査推計人口によると37,181人となっており、2010年（平成22年）国勢調査時点の人口が39,221人であることから、約5年間で約2,000人（年間400人）ほど減少している。

また、総人口に占める年齢構成では、老年人口（65歳以上）の割合が次第に増加している。

表 人口等の推移

年	総人口 (人)	年少人口 (0~14歳)		生産年齢人口 (15~64歳)		老年人口 (65歳以上)	
		人口 (人)	割合 (%)	人口 (人)	割合 (%)	人口 (人)	割合 (%)
1980年 昭和55年	49,060	9,578	19.5	32,454	66.2	7,028	14.3
1985年 昭和60年	48,869	9,243	19.3	31,354	64.5	7,912	16.2
1990年 平成2年	47,492	8,895	18.7	29,465	62.0	9,132	19.2
1995年 平成7年	46,328	7,874	17.0	27,370	59.1	11,084	23.9
2000年 平成12年	44,910	6,534	14.5	25,512	56.8	12,863	28.6
2005年 平成17年	42,287	5,229	12.4	23,144	54.7	13,914	32.9
2010年 平成22年	39,221	4,468	11.4	21,154	53.9	13,587	34.6
2015年 平成27年	37,181	4,143	11.1	19,339	52.0	13,699	36.8

(出典：国勢調査データ（平成27年）)

### 3-2 災害リスク（想定する自然災害）

#### （1）地震（南海トラフ地震、種子島東方沖地震）

南海トラフ地震については、発生の切迫性が指摘されており、平成 25 年 12 月施行の「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づき、鹿児島県内では南海トラフ地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずる恐れがある 42 市町村（出水市を除く）が、地震防災対策を推進する必要がある「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されている。

■本市の最大被害想定（出典：鹿児島県地震等災害被害予測調査（平成 26 年 2 月））

#### ◆建物等被害数

##### ○全壊・焼失棟数

想定地震等	季節・時刻	液状化	揺れ	斜面崩壊	津波	火災	合計	堤防の機能不全による増分
南海トラフ	冬 18 時	300	100	—	0	20	420	0

##### ○半壊棟数

想定地震等	季節・時刻	液状化	揺れ	斜面崩壊	津波	火災	合計	堤防の機能不全による増分
南海トラフ	冬 18 時	910	1,000	10	0	0	2,000	0

##### ○ブロック塀等倒壊件数

想定地震等	塀件数				倒壊件数			
	ブロック塀	石塀	コンクリート塀	合計	ブロック塀	石塀	コンクリート塀	合計
種子島東方沖	3,200	710	730	4,700	280	180	60	530

##### ○自動販売機転倒件数

想定地震等	自動販売機台数	自動販売機転倒台数
南海トラフ	1,600	—

##### ○屋外落下物発生建物数

想定地震等	建物落下物が想定される建物棟数	建物落下物が生じる建物棟数
南海トラフ	100	10

◆人的被害数

○死者数

想定地震等	季節・時刻	建物倒壊	斜面崩壊	津波	火災	ブロック塀・自動販売機等の転倒、屋外落下物	合計	堤防の機能不全による増分
南海トラフ	冬深夜	10	—	0	—	—	10	0

○負傷者数

想定地震等	季節・時刻	建物倒壊	斜面崩壊	津波	火災	ブロック塀・自動販売機等の転倒、屋外落下物	合計	堤防の機能不全による増分
南海トラフ	冬深夜	150	—	0	—	—	150	0

○重症者数

想定地震等	季節・時刻	建物倒壊	斜面崩壊	津波	火災	ブロック塀・自動販売機等の転倒、屋外落下物	合計	堤防の機能不全による増分
南海トラフ	冬深夜	80	—	0	—	—	80	0

○揺れによる建物被害に伴う要救助者（自力脱出困難者数）

想定地震等	季節・時刻	揺れによる建物被害に伴う要救助者数
南海トラフ	冬深夜	10

◆ライフライン等被害数

○上水道被害（断水人口）

想定地震等	季節・時刻	給水人口	被災直後		被災1日後		被災1週間後		被災1ヵ月後	
			断水人口(人)	断水率(%)	断水人口(人)	断水率(%)	断水人口(人)	断水率(%)	断水人口(人)	断水率(%)
南海トラフ	冬18時	34,100	11,700	34	10,600	31	5,600	16	390	1

○下水道被害（支障人口）

想定地震等	季節・時刻	処理人口	被災直後		被災1日後		被災1週間後		被災1ヵ月後	
			支障人口(人)	機能支障率(%)	支障人口(人)	機能支障率(%)	支障人口(人)	機能支障率(%)	支障人口(人)	機能支障率(%)
南海トラフ	冬18時	4,700	110	2	80	2	20	—	—	—

※集落排水は対象外

○電力被害（停電件数）

想定 地震等	季節・ 時刻	電灯 軒数	被災直後		被災1日後		被災4日後		被災1週間後	
			停電軒数 (軒)	停電率 (%)	停電軒数 (軒)	停電率 (%)	停電軒数 (軒)	停電率 (%)	停電軒数 (軒)	停電率 (%)
南海 トラフ	冬 18時	29,300	30	—	10	—	—	—	—	—

○通信被害（固定電話不通回線数）

想定 地震等	季節・ 時刻	回線数	被災直後		被災1日後		被災1週間後		被災1ヵ月後	
			不通 回線数 (回線)	不通 回線率 (%)	不通 回線数 (回線)	不通 回線率 (%)	不通 回線数 (回線)	不通 回線率 (%)	不通 回線数 (回線)	不通 回線率 (%)
南海 トラフ	冬 18時	4,500	10	—	—	—	0	0	0	0

○通信被害（携帯電話不通ランク）

想定 地震等	季節・ 時刻	被災直後		被災1日後		被災4日後		被災1週間後	
		停波基地局 率 (%)	不通 ランク	停波基地局 率 (%)	不通 ランク	停波基地局 率 (%)	不通 ランク	停波基地局 率 (%)	不通 ランク
南海 トラフ	冬 18時	—	—	—	—	—	—	—	—

○ガス被害（供給停止戸数）

想定 地震等	季節・ 時刻	復旧対象 需要家数 (戸)	被災直後		被災1日後		被災1週間後		被災1ヵ月後	
			供給停止 戸数 (戸)	供給 停止率 (%)	供給停止 戸数 (戸)	供給 停止率 (%)	供給停止 戸数 (戸)	供給 停止率 (%)	供給停止 戸数 (戸)	供給 停止率 (%)
—	—	180	0	0	0	0	0	0	0	

○道路施設被害箇所数

想定地震等	津波浸水域	津波浸水域外	合計
種子島東方沖	0	60	60

○鉄道施設被害箇所数

想定地震等	在来線等		合計
	津波浸水域	津波浸水域外	
南海トラフ	0	20	20

■ 鹿児島県被害予測調査による想定地震の概要

表 鹿児島県による想定地震等の概要

地震（震源）	マグニチュード	最大震度 （曾於市）
鹿児島湾直下	7.1	5強
県西部直下【市来断層帯（市来区間）近辺】	7.2	5弱
甑島列島東方沖【甑断層帯（甑区間）近辺】	7.5	4
県北西部直下【出水断層帯付近】	7.0	4
熊本県南部 【日奈久断層帯（八代海区間）近辺】	7.3	4
県北部直下【人吉盆地南縁断層近辺】	7.1	5弱
南海トラフ 【東海・東南海・南海・日向灘（4連動）】	地震 9.0 津波 9.1	6強
種子島東方沖	8.2	6強
トカラ列島太平洋沖	8.2	5弱
奄美群島太平洋沖（北部）	8.2	4
奄美群島太平洋沖（南部）	8.2	3
桜島北方沖【桜島の海底噴火】	—	—
桜島東方沖【桜島の海底噴火】	—	—

出典：鹿児島県地震等災害被害予測調査（平成 26 年 2 月）

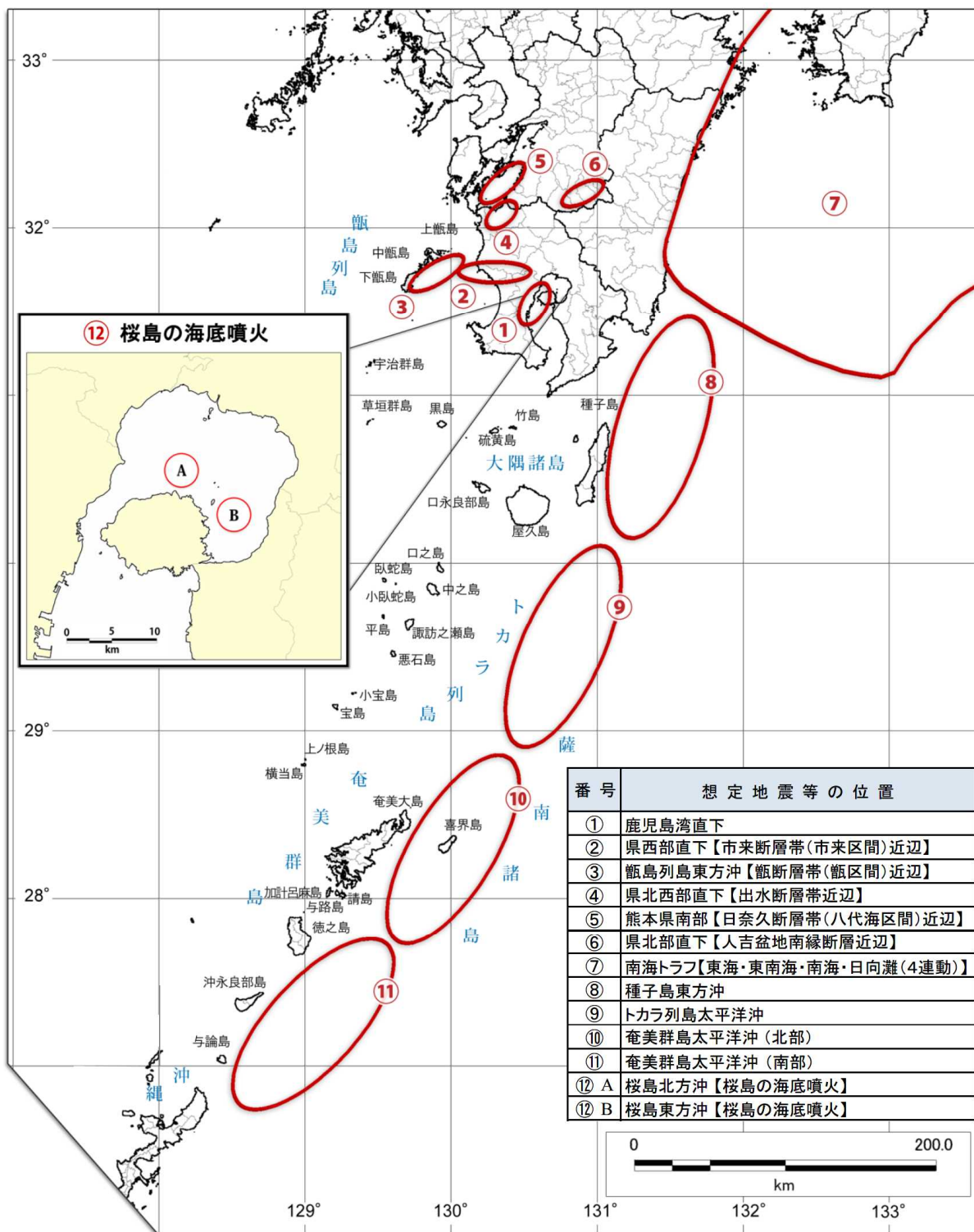


図 鹿児島県による想定地震等の概要（想定地震等の位置）

出典：鹿児島県地震等災害被害予測調査（平成 26 年 2 月）

## (2) 風水害・土砂災害

本市の気象災害で、特に大きな被害を与えるのは台風である。本市が位置する大隅半島は、台風通過の頻度が高く、本市においても人的被害や建物、船舶、道路、堤防、田畑の被害等過去に多くの被害が発生している。

本市並びに本県に被害をもたらす台風は7月から9月頃で年1～2個が襲来し、このうち8月に最も多くの被害をもたらしている。大型の台風は8月から9月に集中し、被害の規模も大きいものとなっている。明治以来で最も被害が大きかったものは、明治19年9月23日の台風接近による漁船遭難、大正14年7月24日の台風接近による家屋倒壊、漁船遭難、昭和39年9月24日の台風20号、そして戦後最大級の台風と呼ばれた平成5年9月3日の台風13号などが挙げられる。

大雨は、4月から5月の低気圧や6月から7月の梅雨前線による大雨、8月から9月の台風によるものが要因として挙げられる。特に水害をもたらす梅雨期の雨は、前期には地雨式の降り方で雨量も少ないが、後期は雷を伴った局地的な豪雨が集中的に降ることがあり、梅雨末期の豪雨によって大きな水害を起こすことが多い。

雨による被害は、田畑の被害、崖崩れ、道路の被害、家屋の浸水等があげられ、このうち大雨による大きな被害は台風によるものが多い。

### 〈過去の最大降水量〉

時間最大雨量	① 96.5 mm (都城、平成24年7月22日)
	② 88.0 mm (都城、平成28年9月20日)
日最大雨量	① 429.0 mm (都城、平成17年9月5日)
	② 400.5 mm (都城、昭和57年8月26日)



### (3) 火山

桜島の降灰分布予測において、曾於市の西側は「降灰堆積厚 50cm 以上」の箇所に位置している。また、その他の区域は「降灰堆積厚 30~50cm」となっている。

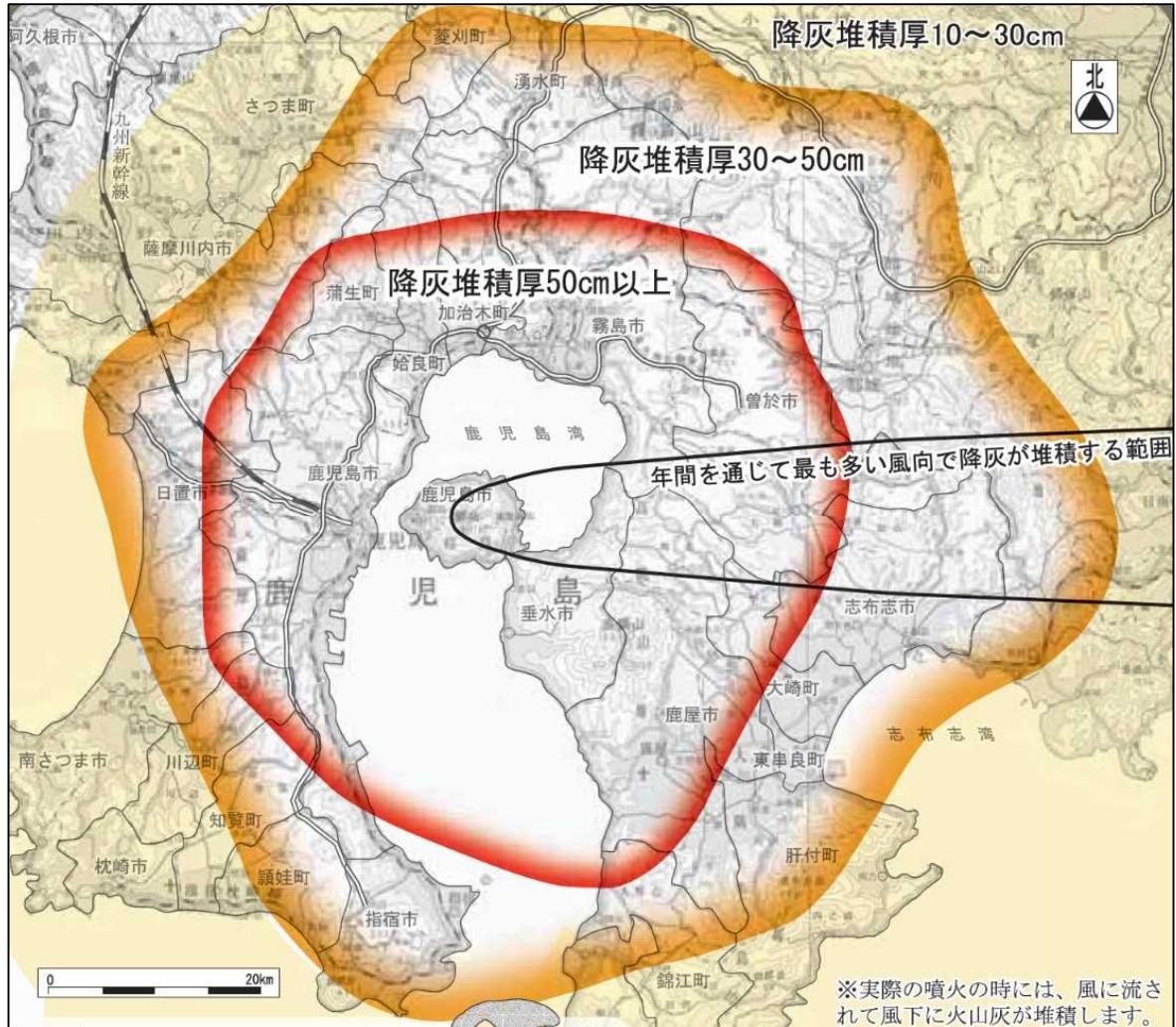


図 桜島大規模噴火時の降灰分布予測

出典：国土交通省「桜島広域火山防災マップ」

## 第4章 脆弱性評価

### 4-1 評価の取組及び手順

国土強靱化に関する施策を効果的・効率的に実施するためには、本市の脆弱性を総合的に検討することが必要不可欠である。

本市では、平成30年6月5日に国土強靱化推進本部で決定した、「脆弱性の評価の指針」に準じ、次の枠組み及び手順により脆弱性評価を行った。

#### (1) 想定するリスク

市民生活・市民経済に影響を及ぼすリスクとしては、自然災害の他に、原子力災害などの大規模事故やテロ等も含めたあらゆる事象が想定され得るが、今後30年以内の発生確率が80パーセント程度といわれている南海トラフ地震では、国難とも言うべき甚大な被害が見込まれていることや、これまで経験したことのない集中豪雨、台風などの大規模自然災害は、一度発生すれば市内全域に甚大な被害をもたらすものとなる。

このため本市の計画においては、市内に甚大な被害をもたらすと想定される南海トラフ地震や、集中豪雨及び台風、火山などの大規模自然災害全般をリスクの対象とした。

#### (2) 施策分野

脆弱性評価は、基本法において国土強靱化に関する施策分野ごとに行うこととされているため、県地域計画の施策分野を参考に、次のとおり個別施策分野として9分野、横断的分野として4分野を設定した。

表 施策分野

<個別施策分野(9)>	<横断的分野(4)>
①行政機能／警察・消防等／防災教育等	①リスクコミュニケーション <sup>1</sup>
②住宅・都市	②人材育成
③保健医療・福祉	③官民連携
④産業（エネルギー、情報通信、産業構造）	④老朽化対策
⑤交通・物流	
⑥農林水産	
⑦国土保全	
⑧環境	
⑨土地利用	

<sup>1</sup> リスクコミュニケーション：公と民が双方向でコミュニケーションを行うことにより、リスクに関する共通意識を持ち、相互理解を図ること。

### (3) 目標と起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

脆弱性評価は、基本法第 17 条第 3 項により最悪の事態を想定した上で、科学的見地に基づき、総合的かつ客観的に行うものとされている。国基本計画及び県地域計画を参考に、本市の地域特性等を踏まえ、8つの「事前に備えるべき目標」と、その妨げとなるものとして、34の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

表 目標と起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

事前に備えるべき目標（8）		起きてはならない最悪の事態（34）	
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
		1-3	広域にわたる大規模災害等による多数の死傷者の発生
		1-4	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-5	大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
		2-3	消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱
		2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
		2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	市内行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
		4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による企業活動等の停滞
		5-2	物流機能等の大幅な低下
		5-3	食料等の安定供給の停滞
		5-4	異常湧水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

事前に備えるべき目標（8）		起きてはならない最悪の事態（34）	
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	ライフライン（電気、ガス、上下水道等）の長期間にわたる機能停止
		6-2	新幹線等基幹的交通から地域交通網まで、陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止
		6-3	防災インフラの長期間にわたる機能不全
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		7-2	沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
		7-3	ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂・火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生
		7-4	有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃
		7-5	農地・森林等の被害による国土の荒廃
8	地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		8-2	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
		8-3	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態
		8-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
		8-5	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
		8-6	風評被害、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響

#### (4) 評価の実施手順

34の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、それを回避するための現行施策を抽出し、現行施策で対応が十分かどうか、脆弱性の分析・評価を実施した。さらに、分野ごとの取り組み状況が明確となるよう施策分野ごとに整理した。

なお、各取組の進捗状況を把握するため、分析・評価には出来る限り指標を活用した。

### 1 直接死を最大限防ぐ

#### 1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

##### ①住宅・建築物の耐震化の促進

○大規模地震が発生した場合、市内における住宅・建築物の倒壊により、多数の人的被害が想定される。このため、市内における住宅・建築物の耐震化及びブロック塀の安全対策を促進する必要がある。【まちづくり推進課】

○耐震性のない公営住宅、または耐震性の確認されていない公営住宅を更新する必要がある。【まちづくり推進課】

##### ②医療・社会福祉施設の耐震化

○地震発生時に建物の倒壊等を防ぎ、継続的な医療や福祉が提供できるよう各医療機関・社会福祉施設の耐震化を促進する必要がある。【保健課・福祉介護課・まちづくり推進課】

##### ③交通施設、沿線・沿道建物の耐震化

○大規模地震が発生した場合、交通施設及び沿道建築物の複合的な倒壊により、避難や応急対応に障害が及ぶことが想定される。このため、交通施設及び沿線・沿道建築物の耐震化を促進する必要がある。【まちづくり推進課】

##### ④無電柱化等の推進

○大規模地震が発生した場合、電柱の倒壊により道路交通が阻害され、避難に障害が及ぶことが想定される。このため、倒壊した電柱の早期撤去・復旧に向けた民間事業者との情報共有及び連携体制の強化を図るとともに、市街地等における道路の無電柱化を進め、災害時にも確実な避難や応急対策活動ができるよう道路の安全性を高める必要がある。【土木課】

##### ⑤土地区画整理事業の推進

○大規模地震等が発生した場合、住宅密集地や市街地において大規模火災が発生し、多数の死傷者が発生することが想定される。このため、都市区画整理事業を施行し、密集市街地等における、災害に強いまちづくりを推進する必要がある。【まちづくり推進課】

##### ⑥公共施設の耐震化の促進

○発災後の活動拠点となる公共施設が被災すると避難や救助活動等に障害を及ぼすことが想定される。このため、公共施設等について、天井等非構造部材を含めた耐震化を着実に推進する必要がある。【まちづくり推進課・教育総務課・総務課・財政課】

##### ⑦造成宅地の防災・減災対策の促進

○大規模地震における盛土造成地の滑動崩落の宅地被害を防ぐため、大規模盛土造成地の危険性について調査し、マップの公表・高度化を図り、宅地の安全性の「見える化」や事前対策を促進する必要がある。【まちづくり推進課】



⑧多数の者が利用する建築物の耐震化の促進

○大規模地震が発生した場合、不特定多数の者が利用する建築物の倒壊により、多数の人的被害が想定される。このため、不特定多数の者が利用する建築物については、特に耐震化を推進する必要がある。【まちづくり推進課】

⑨防災訓練や防災教育等の推進

○学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育を推進する必要がある。【総務課・学校教育課】

⑩空き家や危険住宅の排除

○大規模地震の揺れにより倒壊する可能性がある空き家や危険住宅の排除を促進する必要がある。【まちづくり推進課】

⑪落下物の防止

○大規模地震の揺れによる落下物を防ぐため、公営住宅の外壁・屋根の落下防止工事を促進する必要がある。【まちづくり推進課】

⑫教育施設の改築等

○避難者が多数になり得る地域は、指定の避難所以外に学校等の利用も想定されることから、耐震化や必要な改築を推進する必要がある。【教育総務課】

1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

①消防団や自主防災組織等の充実強化

○公助の手が回らないことも想定し、消防団や自主防災組織等の充実強化を促進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促進する必要がある。【総務課】

②火災予防・被害軽減、危険物事故防止対策等の推進

○火災予防及び火災時の被害軽減のため、違反是正の推進、キャンペーン等による防火対策の推進等を図る必要がある。【総務課】

### 1-3 広域にわたる大規模災害等による多数の死傷者の発生

#### ①避難場所や避難路の確保、避難所の耐震化の促進等

○避難行動に遅れが生じると多数の死傷者が発生することが想定されることから、地域の防災力を高める避難場所や避難路の確保、避難所等の耐震化、市町村における情報伝達手段の多様化・多重化等による住民への適切な災害情報の提供、火災予防・危険物事故防止対策等の取組を推進し、関係機関が連携して広域的かつ大規模な災害発生時の対応策について検討する必要がある。【まちづくり推進課・総務課】

#### ②高規格幹線道路及び地域高規格道路等の整備推進

○高規格幹線道路及び地域高規格道路等は、緊急輸送道路としての機能を有していることや、救急医療体制確保のため、早期完成が必要である。早期全線開通のため、建設促進協議会と連携して要望活動を強化する必要がある。【土木課】

#### ③南海トラフ地震防災対策推進計画の策定

○南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されているため地震防災対策推進計画の策定を促進する必要がある。併せて、令和元年5月の国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画の変更等を踏まえた見直し等を促進する必要がある。【総務課】

#### 1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

##### ①河川改修等の治水対策

○近年、気候変動による集中豪雨の発生が増加傾向にあり、大規模洪水による甚大な浸水被害が懸念される。このため、河川改修等の整備推進を図る必要がある。【土木課】

##### ②防災情報の高度化、地域水防力の強化

○防災情報の高度化、地域水防力の強化等のソフト対策を組み合わせ実施しているところであるが、大規模水害を未然に防ぐため、それらを一層推進する必要がある。【土木課・総務課】

##### ③防災情報の提供

○異常気象等による豪雨が発生した場合、浸水により住民等の生命・身体に危害が生ずるおそれがある。県が策定した浸水想定区域図をもとに河川ハザードマップの策定を行う。今後多様かつ激甚化する災害に対して、円滑な警戒避難体制の構築を図るため、各種ハザードマップの作成をはじめとしたソフト対策を推進する必要がある。【土木課・総務課】

##### ④内水対策にかかる人材育成

○異常気象等が発生した場合、広域かつ長期的な市街地の浸水が想定される。このため、内水対策についてより迅速な対応を行うため、下水道部局の人材育成を推進する必要がある。【水道課】

##### ⑤水防法に基づく大規模氾濫減災協議会の設置

○施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するとの考えに立ち、「水防災意識社会の再構築」に向けて、河川管理者・市町村等からなる協議会に参加して減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進する必要がある。【土木課】

##### ⑥河川管理施設の老朽化対策の推進

○異常気象等による豪雨が発生した場合、河川管理施設の損壊等に伴う浸水により、住民等の生命・身体に危害が生ずるおそれがある。予防保全対策などを計画的に実施し、長寿命化によるトータルコストの縮減・平準化を図るとともに、河川管理施設等を適切に整備・維持管理・更新する必要がある。【土木課】

##### ⑦洪水予報河川及び水位周知河川におけるタイムラインの策定

○災害時の被害を最小限にするため、災害の発生を前提に、防災関係機関が連携して災害時に発生する状況を予め想定し共有した上で、「いつ」、「誰が」、「何をするか」に着目して、防災行動とその実施主体を時系列で整理した計画の策定を推進する必要がある。【土木課・総務課】



## 1-5 大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生

### ①治山事業の推進

○集中豪雨の発生頻度の増加等により、林地の崩壊など大規模な山地災害の発生が懸念される。このため、山地災害のおそれのある「山地災害危険地区」について、治山事業により、治山施設や森林の整備を推進する必要がある。【耕地林務課】

### ②土砂災害対策の推進

○市内の土砂災害危険箇所における整備率は未だ低い状況である。このため、市民の生命・財産を守るための砂防関係施設の計画的な整備を推進し、土砂災害に対する安全度の向上を図る必要がある。【土木課】

### ③噴火警戒レベルの運用等の避難体制強化

○桜島大規模噴火時には降灰堆積圧 50cm 以上と想定される地区もあり、生活支障等が生じる恐れがあるため、住民に対して周知等を図る必要がある。【総務課】

### ④土砂災害警戒区域等の周知、警戒避難体制の整備等

○土砂災害に対する安全度の向上を図るため、当該区域における警戒避難体制の整備等を行うとともに、地域住民への周知を図る必要がある。【総務課・土木課】

### ⑤がけ地等に近接する危険住宅の移転促進

○がけ地の崩壊等により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域に建っている危険住宅の安全な場所への移転を促進する必要がある。【土木課】

## 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

### 2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

#### ①水道施設の耐震化等の推進

○災害時等において水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要不可欠な水の供給に支障を来すおそれがあることから、配水・送水施設の更新・耐震化、老朽施設や老朽管路の計画的な改修と維持管理を実施する必要がある。【水道課】

#### ②物資輸送ルートの確保

○大規模自然災害が発生した際、避難、支援、輸送のための陸上ルートが寸断され、被災地での食料・飲料水等生命に関わる物資供給が長期停止することが想定される。このため、道路施設などの耐震性等の機能強化を推進するとともに、既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策及び老朽化対策を確実に実施し、緊急輸送機能の軸となる高速交通ネットワーク構築や輸送モード間の連携等による複数輸送ルートの確保を図る必要がある。【土木課・商工観光課】

#### ③高規格幹線道路及び地域高規格道路等の整備推進必要がある。【再掲】

○高規格幹線道路及び地域高規格道路等は、緊急輸送道路としての機能を有していることや、救急医療体制確保のため、早期完成が必要である。早期全線開通のため、建設促進協議会と連携して要望活動を強化する必要がある。【土木課】

#### ④備蓄物資の供給体制等の強化

○本市では、民間事業者と災害時に不足する食料・飲料水等物資の供給に関する協定を締結しているが、さらに災害協定を促進し、物資調達・供給体制を確保する必要がある。【総務課】

#### ⑤医療用資機材・医薬品の備蓄

○大規模災害発生初期には、医療救護用の医薬品等の確保が難しくなる恐れがあることから、県や関係機関と連携し医療救護活動に必要な医療用資機材・医薬品等の供給体制を整備する必要がある。【保健課】

#### ⑥応急給水体制の整備

○災害時等において水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要不可欠な水の供給に支障を来すおそれがあることから、被災した水道施設の迅速な把握に努めるとともに、災害時相互応援協定に基づき、必要に応じた応援給水や水道施設の災害復旧を図る必要がある。【まちづくり推進課・総務課・水道課】

#### ⑦受援計画の策定等

○大規模災害時には、全国各地から多くの救援物資が搬送されてくることが想定されるため、受援体制の検討を進める必要がある。【総務課】

## 2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

### ①高規格幹線道路及び地域高規格道路等の整備推進【再掲】

○高規格幹線道路及び地域高規格道路等は、緊急輸送道路としての機能を有していることや、救急医療体制確保のため、早期完成が必要である。早期全線開通のため、建設促進協議会と連携して要望活動を強化する必要がある。【土木課】

### ②孤立集落予防対策

○市内の土砂災害危険箇所（急傾斜地崩壊危険箇所・土石流危険渓流等）における整備率は未だ低い状況である。このため、人命を守るための砂防施設や急傾斜地崩壊対策施設等の整備を推進し、土砂災害に対する安全度の向上を図る必要がある。【土木課】

### ③行政機関の機能低下の防止

○市内行政機関等の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避する必要がある。【総務課】

### ④災害時に防災拠点となる庁舎等の耐震診断の実施

○災害時に防災拠点となる庁舎・避難所について耐震化を進め、庁舎の被災による、行政機能の低下を招かないようにする必要がある。【まちづくり推進課・財政課】

### ⑤市街地（都市計画区域内）における狭あい道路整備の促進

○災害時に狭あい道路がボトルネックとなることが想定されるため、狭あい道路の整備解消を促進する必要がある。【まちづくり推進課】

## 2-3 消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

### ①消防施設の維持管理

○地域における活動拠点となる消防施設の耐災害性を強化する必要がある。【総務課】

### ②高規格幹線道路及び地域高規格道路等の整備推進【再掲】

○高規格幹線道路及び地域高規格道路等は、緊急輸送道路としての機能を有していることや、救急医療体制確保のため、早期完成が必要である。早期全線開通のため、建設促進協議会と連携して要望活動を強化する必要がある。【土木課】

### ③災害時に防災拠点となる庁舎等の耐震診断の実施【再掲】

○災害時に防災拠点となる庁舎・避難所について耐震化を進め、庁舎の被災による、行政機能の低下を招かないようにする必要がある。【まちづくり推進課・財政課】

## 2-4 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱

### ①備蓄物資の供給体制等の強化【再掲】

○本市では、民間事業者と災害時に不足する食料・飲料水等物資の供給に関する協定を締結しているが、さらに災害協定を促進し、物資調達・供給体制を確保する必要がある。【総務課】

### ②一時滞在施設の確保

○帰宅困難者の受け入れに必要な一時滞在施設の確保を図る必要がある。【総務課】

## 2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

### ①高規格幹線道路及び地域高規格道路等の整備推進【再掲】

○高規格幹線道路及び地域高規格道路等は、緊急輸送道路としての機能を有していることや、救急医療体制確保のため、早期完成が必要である。早期全線開通のため、建設促進協議会と連携して要望活動を強化する必要がある。【土木課】

### ②災害時の医療機関の対応マニュアルの作成

○災害時の医療体制を確保するため、医療機関が自ら被災することも想定した病院防災マニュアル及び業務継続計画（BCP）の作成を促進する必要がある。【総務課】

### ③医療救護活動の体制整備

○大規模災害発生時には、救護所等で活動する医療従事者の確保が必要となる。このため、県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会等と連携し、医療救護活動等の体制整備に努める必要がある。【総務課・保健課】

## 2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

### ①感染症の発生・まん延防止

○浸水被害等により、感染症の病原体に汚染された場所が発生するおそれがある。感染症の発生予防・まん延防止のため、消毒作業を行うが、その際、消毒指示を行う保健所と連携し消毒等を実施するよう努める必要がある。

### ②下水道BCPの策定

○大規模地震等が発生した場合、下水施設が被災し、長期間にわたる機能停止のおそれや疫病・感染症等の大規模発生が想定される。このため、簡易な下水道BCPを策定し、今後さらなる内容の充実を図り、下水を速やかに排除、処理する体制を整える必要がある。【水道課】

## 2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

### ①災害時に防災拠点となる庁舎等の耐震診断の実施【再掲】

○災害時に防災拠点となる庁舎・避難所について耐震化を進め、庁舎の被災による、行政機能の低下を招かないようにする必要がある。【まちづくり推進課・財政課】

### ②公共施設の耐震化の促進【再掲】

○発災後の活動拠点となる公共施設が被災すると避難や救助活動等に障害を及ぼすことが想定される。このため、公共施設等について、天井等非構造部材を含めた耐震化を着実に推進する必要がある。【まちづくり推進課・教育総務課・総務課・財政課】

### ③電力供給遮断時の電力確保

○防災拠点において、災害応急対策の指揮、情報伝達等のための電力の確保に努める。特に、防災拠点の非常用発電機の整備が困難な場合は、レンタル会社との協定を結ぶなど具体的な対策を講じておく必要がある。【総務課】

### ④避難所となる市立学校の耐震化

○避難所指定を受けた体育館については、耐震基準に適合している。なお、非常用電源などの防災機能の充実を図る必要がある。【まちづくり推進課】

### ⑤医療・社会福祉施設の耐震化【再掲】

○地震発生時に建物の倒壊等を防ぎ、継続的な医療や福祉が提供できるよう各医療機関・社会福祉施設の耐震化を促進する必要がある。【保健課・福祉介護課・まちづくり推進課】

### ⑥避難所運営マニュアルの策定

○地震発生時に避難所の運営が円滑に行われるよう、高齢者などの要配慮者や女性、子どものニーズへの対応等を盛り込んだ「避難所運営マニュアル」の策定を促進する必要がある。【市民環境課】

### ⑦応急給水体制の整備【再掲】

○災害時等において水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要な不可欠な水の供給に支障を来すおそれがあることから、被災した水道施設の迅速な把握に努めるとともに、災害時相互応援協定に基づき、必要に応じた応援給水や水道施設の災害復旧を図る必要がある。【まちづくり推進課・総務課・水道課】

### ⑧高規格幹線道路及び地域高規格道路等の整備推進【再掲】

○高規格幹線道路及び地域高規格道路等は、緊急輸送道路としての機能を有していることや、救急医療体制確保のため、早期完成が必要である。早期全線開通のため、建設促進協議会と連携して要望活動を強化する必要がある。【土木課】

### ⑨有害物質の飛散による健康被害の防止

○倒壊した住宅・建築物の建材に含まれる有害物質の飛散による健康被害の防止に努める必要がある。【まちづくり推進課】

### ⑩教育施設の改築等【再掲】

○避難者が多数になり得る地域は、指定の避難所以外に学校等の利用も想定されることから、耐震化や必要な改築を推進する必要がある。【教育総務課】



### 3 必要不可欠な行政機能は確保する

#### 3-1 市内行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

##### ①公共施設の耐震化の促進【再掲】

○発災後の活動拠点となる公共施設が被災すると避難や救助活動等に障害を及ぼすことが想定される。このため、公共施設等について、天井等非構造部材を含めた耐震化を着実に推進する必要がある。【まちづくり推進課・教育総務課・総務課・財政課】

##### ②電力供給遮断時の電力確保【再掲】

○電力供給遮断等の非常時に、避難住民の受入れを行う避難所や防災拠点において、おのおの、避難住民の生活等に必要不可欠な電力や災害応急対策の指揮、情報伝達等のための電力を確保する必要があるが、非常用発電機等の整備・更新等が課題である。【総務課・財政課】

##### ③自治体BCPの策定等

○市における業務継続計画（BCP）の策定、見直し及び実効性向上を促進すること等により、業務継続体制を強化する取組を進める必要がある。【総務課】

##### ④庁内LAN及びL GWANの見直し

○災害等による通信インフラの麻痺・停止等に対応するため、本庁舎や支所を中心に情報通信機能に冗長性<sup>2</sup>を持たせる等、環境の整備を進める必要がある。【総務課】

##### ⑤受援計画の策定等【再掲】

○被災による行政機能の大幅な低下に対し、他の自治体から応援職員を受け入れる必要があるため、受援体制の検討を進める必要がある。【総務課】

##### ⑥災害時に防災拠点となる庁舎等の耐震診断の実施【再掲】

○災害時に防災拠点となる庁舎・避難所について耐震化を進め、庁舎の被災による、行政機能の低下を招かないようにする必要がある。【まちづくり推進課・財政課】

##### ⑦ICT-BCPの策定

○災害や事故等を受けても、重要業務をなるべく中断させずに、中断しても早急にシステムを復旧させるために ICT-BCP 計画を策定する必要がある。【総務課】

##### ⑧教育施設の改築等【再掲】

○避難者が多数になり得る地域は、指定の避難所以外に学校等の利用も想定されることから、耐震化や必要な改築を推進する必要がある。【教育総務課】

##### ⑨学校給食センター等の利用

○災害発生時に、一時的に学校給食センターの利用が想定されるため、改築を進めるにあたっては、外部電源等の利用を備えた施設整備が必要になる。【教育総務課】

<sup>2</sup> 冗長性：余分な部分が付加されていたり多重化されていたりしていること。また、それにより機能の安定化が図られていることをいう。リダンダンシーともいう。

## 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

### 4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

#### ①情報通信機能の耐災害性の強化

○震度6弱以上の地震が想定される多くの地域については、屋外施設や重要家屋の被災及び電柱の折損などにより通信設備の損壊等が発生し、音声通話やデータ通信の利用困難が想定される。このため、公共施設等を中心とした耐災害性を有する情報通信機能の強化を図る必要がある。【まちづくり推進課・総務課】

#### ②県庁LAN(県行政情報ネットワーク)及びL GWAN(総合行政ネットワーク)の見直し【再掲】

○災害等による通信インフラの麻痺・停止等に対応するため、本庁舎や支所を中心に情報通信機能に冗長性を持たせる等、環境の整備を進める必要がある。【企画政策課】

### 4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

#### ①災害に強い放送ネットワーク、情報通信基盤の整備

○災害に強い放送ネットワークを整備するため、AMラジオ放送のFM補完中継局の整備を促進するとともに、インターネット等の多様な情報獲得手段の確保に努める必要がある。【企画政策課】

#### ②住民への災害情報提供

○住民への災害情報提供にあたり、自治体や自主防災組織などが連携して、災害時に支障をきたさないよう、それらの対策を推進する必要がある。【企画政策課・総務課】

#### ③情報伝達手段の多様化

○防災行政無線のデジタル化の推進、消防等の通信基盤・施設の堅牢化・高度化等により、情報伝達手段の多様化・確実化を推進する必要がある。【企画政策課・総務課】

### 4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

#### ①情報伝達手段の多様化【再掲】

○防災行政無線のデジタル化の推進、消防等の通信基盤・施設の堅牢化・高度化等により、情報伝達手段の多様化・確実化を推進する必要がある。【企画政策課・総務課】

#### ②県庁LAN(県行政情報ネットワーク)及びL GWAN(総合行政ネットワーク)の見直し【再掲】

○災害等による通信インフラの麻痺・停止等に対応するため、本庁舎や支所を中心に情報通信機能に冗長性を持たせる等、環境の整備を進める必要がある。【企画政策課】

#### ③道路情報提供装置の整備

○災害発生時は、情報伝達の不備による避難行動の遅れ等で多数の死傷者が発生するおそれがある。このため、通行規制情報や緊急情報を迅速かつ正確に道路利用者へ伝えるために、道路情報提供装置の新設・更新及び機能の高度化を図る必要がある。【土木課】

## 5 経済活動を機能不全に陥らせない

### 5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による企業活動等の停滞

#### ①食料等の物資供給の確保

○大規模自然災害が発生し、道路施設等が被災するとサプライチェーンが寸断され、企業生産力低下による企業活動等の停滞が想定される。このため、道路の防災、震災対策及び老朽化対策や洪水・土砂災害対策等を着実に推進する必要がある。【土木課】

#### ②高規格幹線道路及び地域高規格道路等の整備推進【再掲】

○高規格幹線道路及び地域高規格道路等は、緊急輸送道路としての機能を有していることや、救急医療体制確保のため、早期完成が必要である。早期全線開通のため、建設促進協議会と連携して要望活動を強化する必要がある。【土木課】

#### ③企業におけるBCP策定等の支援

○県内の中小企業に対して、事業継続計画（BCP）の普及・啓発を図るとともに、BCPの支援を行う。また、有事の際にBCPが機能するよう、取引先とのサプライチェーンの確保などの平常時の取組を継続的に実施する事業継続マネジメント（BCM）の社内構築に向けた支援を行う必要がある。【商工観光課】

#### ④企業の防災対策関連施設等の整備の支援

○市内企業のBCP対策を促進し、雇用機会の確保を図るため、進出企業が行う防災対策関連の施設・設備の整備を支援する必要がある。【商工観光課】

### 5-2 物流機能等の大幅な低下

#### ①道路の防災対策の推進

○道路施設が被災すると避難・救助活動、応急復旧活動等に障害が及ぶことが想定される。このため、地震・洪水・土砂災害対策等の道路の防災対策を着実に推進する必要がある。【土木課】

#### ②高規格幹線道路及び地域高規格道路等の整備推進【再掲】

○高規格幹線道路及び地域高規格道路等は、緊急輸送道路としての機能を有していることや、救急医療体制確保のため、早期完成が必要である。早期全線開通のため、建設促進協議会と連携して要望活動を強化する必要がある。【土木課】



### 5-3 食料等の安定供給の停滞

#### ①物資輸送ルートの確保【再掲】

○大規模自然災害が発生した際、避難、支援、輸送のための陸上ルートが寸断され、被災地での食料・飲料水等生命に関わる物資供給が長期停止することが想定される。このため、道路施設などの耐震性等の機能強化を推進するとともに、既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策及び老朽化対策を確実に実施し、緊急輸送機能の軸となる高速交通ネットワーク構築や輸送モード間の連携等による複数輸送ルートの確保を図る必要がある。【土木課・商工観光課】

#### ②道路の防災対策の推進

○道路施設が被災するとサプライチェーンが寸断され、企業生産力低下による企業活動等の停滞が想定される。このため、地震・洪水・土砂災害対策等の道路の防災対策を着実に推進する必要がある。【土木課】

#### ③高規格幹線道路及び地域高規格道路等の整備推進【再掲】

○高規格幹線道路及び地域高規格道路等は、緊急輸送道路としての機能を有していることや、救急医療体制確保のため、早期完成が必要である。早期全線開通のため、建設促進協議会と連携して要望活動を強化する必要がある。【土木課】

#### ④備蓄物資の供給体制等の強化【再掲】

○本市では、民間事業者と災害時に不足する食料・飲料水等物資の供給に関する協定を締結しているが、さらに災害協定を促進し、物資調達・供給体制を確保する必要がある。【総務課】

#### ⑤受援計画の策定等【再掲】

○被災による行政機能の大幅な低下に対し、他の自治体から応援職員を受け入れる必要があるため、受援体制の検討を進める必要がある。【総務課】

#### ⑥農道・農道橋の保全対策の推進

○造成後年数が経過し老朽化が進展していることから、施設の機能診断、機能保全計画の策定を急ぎ、長寿命化対策に着手する必要がある。【農政課・耕地林務課・産業振興課】

#### ⑦学校給食センター等の利用【再掲】

○災害発生時に、一時的に学校給食センターの利用が想定されるため、改築を進めるにあたっては、外部電源等の利用を備えた施設整備が必要になる。【教育総務課】

#### 5-4 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

##### ① 応急給水体制の整備【再掲】

○災害時等において水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要な不可欠な水の供給に支障を来すおそれがあることから、被災した水道施設の迅速な把握に努めるとともに、災害時相互応援協定に基づき、必要に応じた応援給水や水道施設の災害復旧を図る必要がある。

【まちづくり推進課・総務課】

##### ② 水道施設の耐震化等の推進【再掲】

○災害時等において水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要な不可欠な水の供給に支障を来すおそれがあることから、水道施設における被害の発生を抑制し影響を小さくするため、水道事業者に対して、生活基盤施設耐震化等交付金を活用した施設整備など、水道施設の耐震化を促進する必要がある。【水道課】

##### ③ 農業水利施設等の保全対策の推進

○造成後年数が経過し老朽化が進展していることから、施設の機能診断、機能保全計画の策定を急ぎ、耐震化及び長寿命化対策に着手する必要がある。【農政課・耕地林務課・産業振興課】

## 6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

### 6-1 ライフライン（電気、ガス、上下水道等）の長期間にわたる機能停止

#### ①防災拠点等への再エネ設備等の導入支援

○災害により電力会社からの電力供給が遮断された際に、防災拠点や避難所の機能を維持できるよう多様性を確保し、従来の非常用発電機に加え、「災害に強く、環境負荷の小さい地域づくり」を行うために、再生可能エネルギーと蓄電池、燃料電池等を合わせた自立・分散型エネルギーの導入も図る必要がある。【総務課・まちづくり推進課・財政課】

#### ②水道施設の耐震化等の推進【再掲】

○災害時等において水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要不可欠な水の供給に支障を来すおそれがあることから、水道施設における被害の発生を抑制し影響を小さくするため、水道事業者に対して、生活基盤施設耐震化等交付金を活用した施設整備など、水道施設の耐震化を促進する必要がある。【水道課】

#### ③農業集落排水施設の老朽化対策の推進

○大規模地震等が発生した場合、農業集落排水施設が被災し、長期間にわたり機能を停止するおそれがある。このため、農業集落排水施設の老朽化に対する機能診断を速やかに実施し、これに基づく老朽化対策を着実に進め、施設の安全性を高める必要がある。【まちづくり推進課・農政課・耕地林務課・産業振興課】

#### ④浄化槽台帳システムの整備等

○大規模地震が発生した場合、浄化槽が被災し、長期間にわたり機能を停止するおそれがある。このため、老朽化した単独浄化槽から災害に強い合併浄化槽への転換を促進するとともに、災害時の浄化槽の使用可否の把握等に利する浄化槽台帳システムの整備及び内容充実を図る必要がある。【市民環境課・地域振興課・水道課】

#### ⑤し尿処理施設の防災対策の強化

○大規模地震等が発生した場合、し尿処理施設の被災により施設が使用不能となり、し尿処理に支障を来すことが想定される。このため、し尿処理施設の耐震対策等を促進する必要がある。【市民環境課・地域振興課】

#### ⑥下水道BCPの策定【再掲】

○大規模地震等が発生した場合、下水施設が被災し、長期間にわたる機能停止のおそれや疫病・感染症等の大規模発生が想定される。このため、簡易な下水道BCPを策定し、今後さらなる内容の充実を図り、下水を速やかに排除、処理する体制を整える必要がある。【水道課】

## 6-2 新幹線等基幹的交通から地域交通網まで、陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止

### ①高規格幹線道路及び地域高規格道路等の整備推進【再掲】

○高規格幹線道路及び地域高規格道路等は、緊急輸送道路としての機能を有していることや、救急医療体制確保のため、早期完成が必要である。早期全線開通のため、建設促進協議会と連携して要望活動を強化する必要がある。【土木課】

## 6-3 防災インフラの長期間にわたる機能不全

### ①防災インフラの整備

○大規模地震想定地域等における防災インフラについては、完了に向けて計画的かつ着実に対策を進める必要がある。【総務課・まちづくり推進課】

## 7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

### 7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

#### ①救助活動能力（体制、装備資機材）の充実向上

○大規模地震災害など過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため、消防等の体制・装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化・整備を図る必要がある。【総務課】

#### ②土地区画整理事業の推進

○大規模地震等が発生した場合、住宅密集地や市街地において大規模火災が発生し、多数の死傷者が発生することが想定される。このため、都市区画整理事業を施行し、密集市街地等における、災害に強いまちづくりを推進する必要がある。【まちづくり推進課】

#### ③都市公園事業の推進・指導

○大規模地震等が発生した場合、市街地での大規模火災が発生することが想定される。このため、都市公園事業の推進・指導により、災害発生時の避難・救援活動の場となる都市公園や緑地を確保する必要がある。【まちづくり推進課】

#### ④消防団や自主防災組織等の充実強化【再掲】

○公助の手が回らないことも想定し、消防団や自主防災組織等の充実強化を促進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促進する必要がある。【総務課】

#### ⑤大規模地震時の電気火災対策の推進

○地震後の電気火災の予防及び火災時の被害軽減のため、キャンペーン等による防火対策の推進等を図る必要がある。【総務課】

### 7-2 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

#### ①交通施設、沿線・沿道建物の耐震化【再掲】

○大規模地震が発生した場合、交通施設及び沿道建築物の複合的な倒壊により、避難や応急対応に障害が及ぶことが想定される。このため、交通施設及び沿線・沿道建築物の耐震化を推進する必要がある。【まちづくり推進課】

### 7-3 ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂・火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生

#### ①農業用ため池の防災対策

○決壊した場合に人的被害を与えるおそれのある農業用ため池（防災重点ため池）について、関係機関・施設管理者等が連携し、ハードとソフトを適切に組み合わせた防災対策を推進する必要がある。【耕地林務課】

#### ②防災インフラの維持管理・更新

○防災インフラの損壊・機能不全による二次災害が発生した場合、多数の死傷者の発生が生じるおそれがある。このため、防災インフラの機能の保持のため、中長期的維持管理方針を定めた長寿命化計画を策定し、効果的・効率的な維持管理、施設の更新等を行う必要がある。【総務課・まちづくり推進課】

#### 7-4 有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃

##### ①有害物質の流出対策等

○大規模自然災害の発生に伴う有害物質の大規模拡散・流出等による環境への悪影響を防止するため、事故発生を想定したマニュアルの整備を促進するなど、県と連携して対応する必要がある。【市民環境課・総務課】

##### ②有害物質の飛散による健康被害の防止【再掲】

○倒壊した住宅・建築物の建材に含まれる有害物質の飛散による健康被害の防止に努める必要がある。【まちづくり推進課】

#### 7-5 農地・森林等の被害による国土の荒廃

##### ①適切な森林整備の推進

○適期に施業が行われていない森林や、伐採したまま植栽等が実施されない森林は、台風や集中豪雨等により大規模な森林被害が発生し、森林の公益的機能の発揮に支障を来すおそれがある。このため、間伐や伐採跡地の再造林等の適切な森林整備を推進する必要がある。【耕地林務課】

##### ②農地浸食防止対策の推進

○豪雨が生じた場合、農地の土壌流出や法面の崩壊が生じ、農地の侵食や下流人家等への土砂流入等の被害が及ぶことが想定される。このため、災害を未然に防止するための農地侵食防止対策や土砂崩壊防止対策等を推進する必要がある。【農政課】

##### ③治山事業の推進【再掲】

○集中豪雨の発生頻度の増加等により、林地の崩壊など大規模な山地災害の発生が懸念される。このため、山地災害のおそれのある「山地災害危険地区」について、治山事業により、治山施設や森林の整備を推進する必要がある。【耕地林務課】

##### ④鳥獣被害防止対策の推進

○野生鳥獣による農作物被害により、荒廃農地の発生や営農意欲の減退などが想定される。このため、猟友会と連携し、鳥獣被害の防止に向けて「寄せ付けない」、「侵入を防止する」、「個体数を減らす」取組を、一体的かつ総合的に推進する必要がある。【農政課・畜産課】

##### ⑤鳥獣害対策の強化

○鳥獣による被害を受けた森林等は、健全性が低下し荒廃することで、山地災害の発生につながるおそれがある。このような事態を未然に防ぐため、鳥獣害対策を強化する必要がある。【農政課】

##### ⑥活動火山周辺地域防災営農対策の推進

○桜島の降灰により野菜等が被害を受け、収穫及び品質の低下の原因となっている。ビニールハウスや降灰対策機械を導入し、品質の向上に努め農家の経営安定を図る必要がある。【農政課】



## 8 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

### 8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

#### ①ストックヤードの確保

○大規模自然災害が発生した場合、建物の浸水や倒壊等により大量の災害廃棄物が発生することが想定される。早急な復旧、復興のためには、災害廃棄物を仮置きするためのストックヤードが必要であるため、災害廃棄物の発生量の推計に合わせ、市におけるストックヤードの確保を促進する必要がある。【市民環境課】

#### ②災害時における廃棄物処理等の協力に関する協定の締結

○大規模自然災害が発生した場合、建物の浸水や倒壊等により大量の災害廃棄物が発生し、市の通常の廃棄物処理体制では適正な処理が困難になることが想定される。このため、災害廃棄物処理等の協力について、鹿児島県産業資源循環協会と協定を締結しているところであるが、さらなる協力体制の実効性向上を図る必要がある。【市民環境課】

#### ③災害廃棄物処理計画の策定

○大規模自然災害が発生した場合、その被害は広域にわたり、市の通常の廃棄物処理体制では適正な処理が困難になることが想定される。このため、広域被災を想定した市災害廃棄物処理（実行）計画策定の促進等とともに、処理の実効性向上に向けた人材育成を図る必要がある。【市民環境課・総務課】

### 8-2 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

#### ①建設関係団体との応急復旧体制の強化、建設業における防災・減災の担い手確保・育成

○行政機関と建設関係団体との災害協定の締結、建設関係団体内部におけるBCP策定災害協定の締結等の取組が進められているが、道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の育成の視点に基づく横断的な取組は行われていない。また、地震、土砂災害、火山災害等の災害時に道路啓開等を担う建設業においては若年入職者の減少、技能労働者の高齢化の進展等による担い手不足が懸念されるところであり、担い手確保・育成の観点から就労環境の改善等を図る必要がある。【土木課・まちづくり推進課】

### 8-3 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる 事態

#### ①浸水対策、流域減災対策

○大規模地震等が発生した際に堤防等が損壊するなどにより、大規模な浸水被害等の発生が想定される。このため、地震、洪水等による浸水への対策を着実に推進するとともに、被害軽減に資する流域減災対策を推進する必要がある。【土木課】

#### ②河川堤防等の整備

○広域地盤沈下等が発生した場合、建築物が損壊・浸水し、住民等の生命・身体に著しい危害が生ずるおそれがある。現在、洪水による浸水対策については、過去に大きな浸水被害が発生した箇所について河川堤防等の施設の整備を推進しているが、今後より一層の整備推進を図る。また、比較的発生頻度の高い（数十年～百数十年の頻度）地震については、今後、施設の機能を検証し整備の必要性について検討する必要がある。【土木課】

#### ③地籍調査の継続的推進

○災害後の円滑な復旧・復興を確保するためには、地籍調査により土地境界を明確にしておくことが重要となるため、継続的な調査等の推進を図る必要がある。【税務課】

### 8-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

#### ①災害時の対応力向上のためのコミュニティ力強化

○災害が起きた時の対応力を向上するためには、必要なコミュニティ力を構築する必要がある。ハザードマップ作成・訓練・防災教育等を通じた地域づくり、事例の共有によるコミュニティ力を強化するための取組を県と連携しながら対応する必要がある。【総務課】

#### ②文化財の保護管理

○文化財の所有者または管理者に対する防災体制の確立指導を行い、文化財の耐震化、防災設備の整備等を促進する必要がある。【生涯教育課】



### 8-5 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

#### ① 応急仮設住宅建設候補地リスト作成

○ 応急仮設住宅の建設用地が迅速に確保できるよう、候補地リストを作成しているが、かけ崩れによる被災の可能性について、十分留意した候補地選定となるよう、定期的な情報更新を行う必要がある。【まちづくり推進課・総務課】

#### ② 災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定

○ 災害時において迅速に建設型応急仮設住宅を供給するために、締結した協定に基づき災害時を想定した事前訓練等を実施する必要がある。【まちづくり推進課・総務課】

#### ③ 災害時における民間賃貸住宅の媒介に関する協定

○ 災害時において迅速に借上型応急仮設住宅を供給するために、締結した協定に基づき災害時を想定した事前訓練等を実施する必要がある。【まちづくり推進課・総務課】

#### ④ 災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定

○ 災害時において迅速に借上型応急仮設住宅を供給するために、締結した協定に基づき災害時を想定した事前訓練等を実施する必要がある。【まちづくり推進課・総務課】

### 8-6 風評被害、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響

#### ① 県内商工会・商工会議所と市町村が共同で策定する事業継続力強化支援計画の認定

○ 県内商工会・商工会議所と共同で策定する事業継続力強化支援計画の認定を受けることにより、業務継続体制とその取組を強化する必要がある。【商工観光課】

#### ② 道路状況の迅速な把握と道路利用者への災害情報の提供

○ 道路施設が被災すると避難・救助活動、応急復旧活動等に障害が及ぶことが想定される。このため、通行規制情報や緊急情報を迅速かつ正確に道路利用者へ伝えるために、関係機関との連絡体制の構築及び情報伝達手段の多様化を図る必要がある。【土木課】

## 4-2 評価のポイント

「起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価結果」は前述のとおりであり、この評価結果を踏まえた脆弱性評価結果のポイントは以下のとおりである。

### (1) 重点化を図りつつ、ハード対策とソフト対策の適切な組み合わせが必要

防災・減災など地域強靱化に関する施策については、各部局の計画に沿って取組みを進めている。

しかし、これまでの想定を超える災害が発生していること、実施主体の能力や財源に限りがあることを踏まえると、地域強靱化に関する施策をその基本目標（人命の保護が最大限に図られる、重要な機能が致命的な障害を受けずに維持される、市民の財産及び公共施設の被害の最小化、迅速な復旧・復興）に照らしてできるだけ早期に高水準なものとするためには、施策の重点化を図るとともに、部局横断的な施策の連携を図り、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせる必要がある。

### (2) 代替性・冗長性等の確保が必要

大規模な自然災害に対応するためには、個々の施設の耐震性などをいかに高めても万全とは言えない。特に、行政、産業、交通・物流等の分野においては、システム等が一旦途絶えると、その影響は甚大であり、バックアップ体制の整備等により、代替性・冗長性を確保する必要がある。

### (3) 国・県、民間等との連携が必要

個々の施策の事業主体は、市だけでなく国・県、民間事業者、NPO、県民など多岐にわたる。

市以外の実施主体が効率的、効果的に施策を実施するためには、強靱化を担う人材の育成など組織体制の強化が必要不可欠であるとともに、各実施主体との徹底した情報提供・共有や各主体間の連携が必要不可欠である。

### (4) より良い復興（Build Back Better）を意識した備えが必要

災害時の迅速な復旧復興は重要であるが、単に元に戻すことのみを目指すのではなく、復旧復興の機会に、地域の土地利用や産業構造、社会資本の将来のあり方を見据え、また、地域独自の文化や生活様式等の伝承の視点も加えて、より強靱なまちづくり・地域づくりを実践できるよう、地域の将来を担う世代も参画したビジョン形成等の準備を平時から進めておく必要がある。

## 第5章 地域強靱化の推進方針

第4章で設定した 34の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとの推進方針を以下に示す。

### 1 直接死を最大限防ぐ

#### 1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

##### ①住宅・建築物の耐震化の促進

○大規模地震が発生した場合、市内における住宅・建築物の倒壊により、多数の人的被害が想定される。このため、市内における住宅・建築物の耐震化及びブロック塀の安全対策を促進する。【まちづくり推進課】

○耐震性のない公営住宅、または耐震性の確認されていない公営住宅の更新を促進する。【まちづくり推進課】

##### ②医療・社会福祉施設の耐震化

○地震発生時に建物の倒壊等を防ぎ、継続的な医療や福祉が提供できるよう各医療機関・社会福祉施設の耐震化を促進する。【保健課・福祉介護課・まちづくり推進課】

##### ③交通施設、沿線・沿道建物の耐震化

○大規模地震が発生した場合、交通施設及び沿道建築物の複合的な倒壊により、避難や応急対応に障害が及ぶことが想定される。このため、交通施設及び沿線・沿道建築物の耐震化を促進する。【まちづくり推進課】

##### ④無電柱化等の推進

○大規模地震が発生した場合、電柱の倒壊により道路交通が阻害され、避難に障害が及ぶことが想定される。このため、倒壊した電柱の早期撤去・復旧に向けた民間事業者との情報共有及び連携体制の強化を図るとともに、市街地等における道路の無電柱化を進め、災害時にも確実な避難や応急対策活動ができるよう道路の安全性を高める。【土木課】

##### ⑤土地区画整理事業の推進

○大規模地震等が発生した場合、住宅密集地や市街地において大規模火災が発生し、多数の死傷者が発生することが想定される。このため、都市区画整理事業を施行し、密集市街地等における、災害に強いまちづくりを推進する。【まちづくり推進課】

##### ⑥公共施設の耐震化の促進

○発災後の活動拠点となる公共施設が被災すると避難や救助活動等に障害を及ぼすことが想定される。このため、公共施設等について、天井等非構造部材を含めた耐震化を着実に推進する。【まちづくり推進課・教育総務課・総務課・財政課】

##### ⑦造成宅地の防災・減災対策の促進

○大規模地震における盛土造成地の滑動崩落の宅地被害を防ぐため、大規模盛土造成地の危険性について調査し、マップの公表・高度化を図り、宅地の安全性の「見える化」や事前対策を促進する。【まちづくり推進課】

⑧多数の者が利用する建築物の耐震化の促進

○大規模地震が発生した場合、不特定多数の者が利用する建築物の倒壊により、多数の人的被害が想定される。このため、不特定多数の者が利用する建築物については、特に耐震化を推進する。【まちづくり推進課】

⑨防災訓練や防災教育等の推進

○学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育を推進する。【総務課・学校教育課】

⑩空き家や危険住宅の排除

○大規模地震の揺れにより倒壊する可能性がある空き家や危険住宅の排除を促進する。【まちづくり推進課】

⑪落下物の防止

○大規模地震の揺れによる落下物を防ぐため、公営住宅の外壁・屋根の落下防止工事を促進する。【まちづくり推進課】

⑫教育施設の改築等

○避難者が多数になり得る地域は、指定の避難所以外に学校等の利用も想定されることから、耐震化や必要な改築を推進する。【教育総務課】

〈主な取組及び施策〉

- 住宅耐震改修等促進事業
- 危険廃屋解体撤去事業
- 公営住宅整備事業
- 公営住宅等ストック総合改善事業
- 住宅地区改良事業
- 住宅・建築物安全ストック形成事業
- 道路維持費
- 本庁舎増築整備事業
- 本庁舎大規模改修事業
- 道路新設改良費
- 大規模盛土造成地マップの公表
- 大規模盛土造成地変動予測調査
- 地域防災拠点建築物整備緊急促進事業
- 小中学校の耐震化
- 学校給食センターの改築
- 小学校の改築
- 本庁舎耐震補強工事
- 大隅・財部支所庁舎建替整備事業

〈重要業績指標〉

指標の名称	指標の現状値	指標の目標値	所管
住宅の耐震化率	67% (平成 29 年度)	95%(令和 7 年度)	まちづくり推進課
特定建築物の耐震化率	61% (平成 19 年度)	90%(令和 7 年度)	保健課・福祉介護課・まちづくり推進課
道路沿道の建築物の耐震化率	48% (平成 29 年度)	95%(令和 7 年度)	まちづくり推進課
市有建築物の耐震化	83% (平成 29 年度)	95%(令和 7 年度)	まちづくり推進課・教育総務課・総務課
大規模盛土の安全性の評価に伴う対策工事の実施	0% (平成 29 年度)	95%(令和 7 年度)	土木課
多数の者が利用する建築物の耐震化	86% (平成 29 年度)	95%(令和 7 年度)	まちづくり推進課

### 1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

#### ①消防団や自主防災組織等の充実強化

○公助の手が回らないことも想定し、消防団や自主防災組織等の充実強化を促進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促進する。【総務課】

#### ②火災予防・被害軽減、危険物事故防止対策等の推進

○火災予防及び火災時の被害軽減のため、違反是正の推進、キャンペーン等による防火対策の推進等を図る。【総務課】

#### 〈主な取組及び施策〉

- ・災害対策費

#### 〈重要業績指標〉

指標の名称	指標の現状値	指標の目標値	所管
届出避難所の登録	0 件	10 件以上（令和 7 年度）	総務課

### 1-3 広域にわたる大規模災害等による多数の死傷者の発生

#### ①避難場所や避難路の確保、避難所の耐震化の促進等

○避難行動に遅れが生じると多数の死傷者が発生することが想定されることから、地域の防災力を高める避難場所や避難路の確保、避難所等の耐震化、市町村における情報伝達手段の多様化・多重化等による住民への適切な災害情報の提供、火災予防・危険物事故防止対策等の取組を推進し、関係機関が連携して広域的かつ大規模な災害発生時の対応策について検討する。【まちづくり推進課・総務課】

#### ②高規格幹線道路及び地域高規格道路等の整備推進

○高規格幹線道路及び地域高規格道路等は、緊急輸送道路としての機能を有していることや、救急医療体制確保のため、早期完成が必要である。早期全線開通のため、建設促進協議会と連携して要望活動を強化する。【土木課】

#### ③南海トラフ地震防災対策推進計画の策定

○南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されているため地震防災対策推進計画の策定を促進する必要がある。併せて、令和元年5月の国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画の変更等を踏まえた見直し等を促進する。【総務課】

#### 〈主な取組及び施策〉

- ・都城志布志道路の事業促進
- ・国道 10 号の 4 車線化の実現
- ・曾於横断道路の事業採択
- ・住宅・建築物安全ストック形成事業
- ・地域防災拠点建築物整備緊急促進事業

#### 1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

##### ①河川改修等の治水対策

○近年、気候変動による集中豪雨の発生が増加傾向にあり、大規模洪水による甚大な浸水被害が懸念される。このため、河川改修等の整備推進を図る。【土木課】

##### ②防災情報の高度化、地域水防力の強化

○防災情報の高度化、地域水防力の強化等のソフト対策を組み合わせ実施しているところであるが、大規模水害を未然に防ぐため、それらを一層推進する。【土木課・総務課】

##### ③内水対策にかかる人材育成

○異常気象等が発生した場合、広域かつ長期的な市街地の浸水が想定される。このため、内水対策についてより迅速な対応を行うため、下水道部局の人材育成を推進する。【水道課】

##### ④水防法に基づく大規模氾濫減災協議会の設置

○施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するとの考えに立ち、「水防災意識社会の再構築」に向けて、河川管理者・市町村等からなる協議会に参加して減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進する。【土木課】

##### ⑤河川管理施設の老朽化対策の推進

○異常気象等による豪雨が発生した場合、河川管理施設の損壊等に伴う浸水により、住民等の生命・身体に危害が生ずるおそれがある。予防保全対策などを計画的に実施し、長寿命化によるトータルコストの縮減・平準化を図るとともに、河川管理施設等を適切に整備・維持管理・更新する。【土木課】

##### ⑥洪水予報河川及び水位周知河川におけるタイムラインの策定

○災害時の被害を最小限にするため、災害の発生を前提に、防災関係機関が連携して災害時に発生する状況を予め想定し共有した上で、「いつ」、「誰が」、「何をするか」に着目して、防災行動とその実施主体を時系列で整理した計画の策定を推進する。【土木課・総務課】

#### 〈主な取組及び施策〉

・ 河川費

・ 大淀川・菱田川流域の水防災協議会に参加



## 1-5 大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生

### ①治山事業の推進

○集中豪雨の発生頻度の増加等により、林地の崩壊など大規模な山地災害の発生が懸念される。このため、山地災害のおそれのある「山地災害危険地区」について、治山事業により、治山施設や森林の整備を推進する。【耕地林務課】

### ②土砂災害対策の推進

○市内の土砂災害危険箇所における整備率は未だ低い状況である。このため、市民の生命・財産を守るための砂防関係施設の計画的な整備を推進し、土砂災害に対する安全度の向上を図る。【土木課】

### ③噴火警戒レベルの運用等の避難体制強化

○桜島大規模噴火時には降灰堆積圧 50cm 以上と想定される地区もあり、生活支障等が生じる恐れがあるため、住民に対して周知等を図る。【総務課】

### ④土砂災害警戒区域等の周知、警戒避難体制の整備等

○土砂災害に対する安全度の向上を図るため、当該区域における警戒避難体制の整備等を行うとともに、地域住民への周知を図る。【総務課・土木課】

### ⑤がけ地等に近接する危険住宅の移転促進

○がけ地の崩壊等により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域に建っている危険住宅の安全な場所への移転を促進する。【まちづくり推進課】

### 〈主な取組及び施策〉

- ・ 治山事業
- ・ 砂防費

- ・ がけ地近接等危険住宅移転事業



## 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

### 2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

#### ①水道施設の耐震化等の推進

○災害時等において水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要不可欠な水の供給に支障を来すおそれがあることから、配水・送水施設の更新・耐震化、老朽施設や老朽管路の計画的な改修と維持管理を実施する。【水道課】

#### ②物資輸送ルートの確保

○大規模自然災害が発生した際、避難、支援、輸送のための陸上ルートが寸断され、被災地での食料・飲料水等生命に関わる物資供給が長期停止することが想定される。このため、道路施設などの耐震性等の機能強化を推進するとともに、既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策及び老朽化対策を確実に実施し、緊急輸送機能の軸となる高速交通ネットワーク構築や輸送モード間の連携等による複数輸送ルートの確保を図る。【土木課・まちづくり推進課・商工観光課】

#### ③高規格幹線道路及び地域高規格道路等の整備推進【再掲】

○高規格幹線道路及び地域高規格道路等は、緊急輸送道路としての機能を有していることや、救急医療体制確保のため、早期完成が必要である。早期全線開通のため、建設促進協議会と連携して要望活動を強化する。【土木課】

#### ④備蓄物資の供給体制等の強化

○本市では、民間事業者と災害時に不足する食料・飲料水等物資の供給に関する協定を締結しているが、さらに災害協定を促進し、物資調達・供給体制を確保する。【総務課】

#### ⑤医療用資機材・医薬品の備蓄

○大規模災害発生初期には、医療救護用の医薬品等の確保が難しくなる恐れがあることから、県や関係機関と連携し医療救護活動に必要な医療用資機材・医薬品等の供給体制を整備する。【保健課】

#### ⑥応急給水体制の整備

○災害時等において水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要不可欠な水の供給に支障を来すおそれがあることから、被災した水道施設の迅速な把握に努めるとともに、災害時相互応援協定に基づき、必要に応じた応援給水や水道施設の災害復旧を図る。【まちづくり推進課・総務課・水道課】

#### ⑦受援計画の策定等

○大規模災害時には、全国各地から多くの救援物資が搬送されてくることが想定されるため、受援体制の検討を進める。【総務課】

〈主な取組及び施策〉

- 道路維持費
- 橋梁長寿命化修繕事業
- 都城志布志道路の事業促進
- 国道 10 号の 4 車線化の実現
- 曾於横断道路の事業採択
- 災害時備蓄品整備事業
- 受援計画策定
- 感染症予防に係る消耗品の備蓄

〈重要業績指標〉

指標の名称	指標の現状値	指標の目標値	所管
受援計画策定	未策定	策定	総務課

## 2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

### ①高規格幹線道路及び地域高規格道路等の整備推進【再掲】

○高規格幹線道路及び地域高規格道路等は、緊急輸送道路としての機能を有していることや、救急医療体制確保のため、早期完成が必要である。早期全線開通のため、建設促進協議会と連携して要望活動を強化する。【土木課】

### ②孤立集落予防対策

○市内の土砂災害危険箇所（急傾斜地崩壊危険箇所・土石流危険渓流等）における整備率は未だ低い状況である。このため、人命を守るための砂防施設や急傾斜地崩壊対策施設等の整備を推進し、土砂災害に対する安全度の向上を図る必要がある。【土木課・まちづくり推進課】

### ③行政機関の機能低下の防止

○市内行政機関等の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避する。【総務課】

### ④災害時に防災拠点となる庁舎等の耐震診断の実施

○災害時に防災拠点となる庁舎・避難所について耐震化を進め、庁舎の被災による、行政機能の低下を招かないようにする。【まちづくり推進課・財政課】

### ⑤市街地（都市計画区域内）における狭あい道路整備の促進

○災害時に狭あい道路がボトルネックとなることが想定されるため、狭あい道路の整備解消を促進する。【まちづくり推進課】

### 〈主な取組及び施策〉

- ・ 都城志布志道路の事業促進
- ・ 国道 10 号の 4 車線化の実現
- ・ 曾於横断道路の事業採択
- ・ 公共施設等適正管理推進事業
- ・ 緊急自然災害防止対策事業
- ・ 本庁舎耐震補強工事
- ・ 本庁舎増築整備事業
- ・ 大隅、財部支所庁舎建替整備事業
- ・ 本庁舎大規模改修事業
- ・ 防災施設整備事業
- ・ 総合体育館施設整備事業
- ・ 公民館施設整備事業
- ・ 狭あい道路整備促進事業

### 〈重要業績指標〉

指標の名称	指標の現状値	指標の目標値	所管
本庁耐震補強	0%（令和 2 年度）	100%（令和 4 年度）	まちづくり推進課
大隅支所	0%（令和 2 年度）	100%（令和 5 年度）	
財部支所	0%（令和 2 年度）	100%（令和 6 年度）	

## 2-3 消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

### ①消防施設の維持管理

○地域における活動拠点となる消防施設の耐災害性を強化する。【総務課】

### ②高規格幹線道路及び地域高規格道路等の整備推進【再掲】

○高規格幹線道路及び地域高規格道路等は、緊急輸送道路としての機能を有していることや、救急医療体制確保のため、早期完成が必要である。早期全線開通のため、建設促進協議会と連携して要望活動を強化する。【土木課】

### ③災害時に防災拠点となる庁舎等の耐震診断の実施【再掲】

○災害時に防災拠点となる庁舎・避難所について耐震化を進め、庁舎の被災による、行政機能の低下を招かないようにする。【まちづくり推進課・財政課】

### 〈主な取組及び施策〉

- |                     |                             |
|---------------------|-----------------------------|
| ・ 都城志布志道路の事業促進      | ・ 本庁舎大規模改修事業                |
| ・ 国道 10 号の 4 車線化の実現 | ・ 常備消防・消防団の充実（常備消防費・非常備消防費） |
| ・ 曾於横断道路の事業採択       | ・ 消防設備・施設の充実（消防施設費）         |
| ・ 本庁舎耐震補強工事         | ・ 消防防災施設整備費補助金の活用           |
| ・ 本庁舎増築整備事業         | ・ 緊急消防援助隊設備整備補助金の活用         |
| ・ 大隅、財部支所庁舎建替整備事業   |                             |

### 〈重要業績指標〉

指標の名称	指標の現状値	指標の目標値	所管
本庁耐震補強	0%（令和 2 年度）	100%（令和 4 年度）	まちづくり推進課
大隅支所	0%（令和 2 年度）	100%（令和 5 年度）	
財部支所	0%（令和 2 年度）	100%（令和 6 年度）	

## 2-4 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱

### ①備蓄物資の供給体制等の強化【再掲】

○本市では、民間事業者と災害時に不足する食料・飲料水等物資の供給に関する協定を締結しているが、さらに災害協定を促進し、物資調達・供給体制を確保する。【総務課】

### ②一時滞在施設の確保

○帰宅困難者の受け入れに必要な一時滞在施設の確保を図る。【総務課】

### 〈主な取組及び施策〉

- ・ 災害時備蓄品整備事業

**2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺**

- ①高規格幹線道路及び地域高規格道路等の整備推進【再掲】
- 高規格幹線道路及び地域高規格道路等は、緊急輸送道路としての機能を有していることや、救急医療体制確保のため、早期完成が必要である。早期全線開通のため、建設促進協議会と連携して要望活動を強化する。【土木課】
- ②災害時の医療機関の対応マニュアルの作成
- 災害時の医療体制を確保するため、医療機関が自ら被災することも想定した病院防災マニュアル及び業務継続計画（BCP）の作成を促進する。【総務課】
- ③医療救護活動の体制整備
- 大規模災害発生時には、緊急医療体制の確保が必要となる。このため、県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会等と連携し、医療救護活動等の体制整備に努める。【総務課・保健課】

**〈主な取組及び施策〉**

- ・ 都城志布志道路の事業促進
- ・ 国道 10 号の 4 車線化の実現
- ・ 曾於横断道路の事業採択
- ・ 医師会への協力依頼
- ・ 二次救急医療体制整備事業

**2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生**

- ①感染症の発生・まん延防止
- 浸水被害等により、感染症の病原体に汚染された場所が発生するおそれがある。感染症の発生予防・まん延防止のため、消毒作業を行うが、その際、消毒指示を行う保健所と連携し消毒等を実施するよう努める。【保健課】
- ②下水道BCPの策定
- 大規模地震等が発生した場合、下水施設が被災し、長期間にわたる機能停止のおそれや疫病・感染症等の大規模発生が想定される。このため、簡易な下水道BCPを策定し、今後さらなる内容の充実を図り、下水を速やかに排除、処理する体制を整える。【水道課】

**〈主な取組及び施策〉**

- ・ 浸水被害を受けた住家の消毒

**〈重要業績指標〉**

指標の名称	指標の現状値	指標の目標値	所管
家屋の消毒実施率	100%（令和元年度）	100%	保健課

## 2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

- ①災害時に防災拠点となる庁舎等の耐震診断の実施【再掲】
  - 災害時に防災拠点となる庁舎・避難所について耐震化を進め、庁舎の被災による、行政機能の低下を招かないようにする。【まちづくり推進課・財政課】
- ②公共施設の耐震化の促進【再掲】
  - 発災後の活動拠点となる公共施設が被災すると避難や救助活動等に障害を及ぼすことが想定される。このため、公共施設等について、天井等非構造部材を含めた耐震化を着実に推進する。【まちづくり推進課・教育総務課・総務課・財政課】
- ③電力供給遮断時の電力確保
  - 防災拠点において、災害応急対策の指揮、情報伝達等のための電力の確保に努める。特に、防災拠点の非常用発電機の整備が困難な場合は、レンタル会社との協定を結ぶなど具体的な対策を講じておく。【総務課】
- ④避難所となる市立学校の耐震化
  - 避難所指定を受けた体育館については、耐震基準に適合している。なお、非常用電源などの防災機能の充実を図る。【まちづくり推進課】
- ⑤医療・社会福祉施設の耐震化【再掲】
  - 地震発生時に建物の倒壊等を防ぎ、継続的な医療や福祉が提供できるよう各医療機関・社会福祉施設の耐震化を促進する。【保健課・福祉介護課・まちづくり推進課】
- ⑥避難所運営マニュアルの策定
  - 地震発生時に避難所の運営が円滑に行われるよう、高齢者などの要配慮者や女性、子どものニーズへの対応等を盛り込んだ「避難所運営マニュアル」の策定を促進する。【市民環境課】
- ⑦応急給水体制の整備【再掲】
  - 災害時等において水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要不可欠な水の供給に支障を来すおそれがあることから、被災した水道施設の迅速な把握に努めるとともに、災害時相互応援協定に基づき、必要に応じた応援給水や水道施設の災害復旧を図る。【まちづくり推進課・総務課・水道課】
- ⑧高規格幹線道路及び地域高規格道路等の整備推進【再掲】
  - 高規格幹線道路及び地域高規格道路等は、緊急輸送道路としての機能を有していることや、救急医療体制確保のため、早期完成が必要である。早期全線開通のため、建設促進協議会と連携して要望活動を強化する。【土木課】
- ⑨有害物質の飛散による健康被害の防止
  - 倒壊した住宅・建築物の建材に含まれる有害物質の飛散による健康被害の防止に努める。【まちづくり推進課】
- ⑩教育施設の改築等【再掲】
  - 避難者が多数になり得る地域は、指定の避難所以外に学校等の利用も想定されることから、耐震化や必要な改築を推進する。【教育総務課】

〈主な取組及び施策〉

- 住宅耐震改修等促進事業
- 都城志布志道路の事業促進
- 国道 10 号の 4 車線化の実現
- 曾於横断道路の事業採択
- 本庁舎耐震補強工事
- 本庁舎大規模改修事業
- 本庁舎増築整備事業
- 大隅、財部支所庁舎建替整備事業
- 弥五郎伝説の里整備事業
- 住宅・建築物安全ストック形成事業
- 小中学校の耐震化
- 学校給食センターの改築
- 小学校の改築

〈重要業績指標〉

指標の名称	指標の現状値	指標の目標値	所管
市有建築物の耐震化	83% (平成 29 年度)	95% (令和 7 年度)	まちづくり推進課・財政課
特定建築物の耐震化率	61% (平成 19 年度)	90% (令和 7 年度)	保健課・福祉介護課・まちづくり推進課
避難所運営マニュアル策定	未策定	策定	市民環境課



### 3 必要不可欠な行政機能は確保する

#### 3-1 市内行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

##### ①公共施設の耐震化の促進【再掲】

○発災後の活動拠点となる公共施設が被災すると避難や救助活動等に障害を及ぼすことが想定される。このため、公共施設等について、天井等非構造部材を含めた耐震化を着実に推進する。【まちづくり推進課・教育総務課・総務課・財政課】

##### ②電力供給遮断時の電力確保【再掲】

○電力供給遮断等の非常時に、避難住民の受入れを行う避難所や防災拠点において、おのこの、避難住民の生活等に必要不可欠な電力や災害応急対策の指揮、情報伝達等のための電力を確保する必要があるが、非常用発電機等の整備・更新等が課題である。【総務課・財政課】

##### ③自治体BCPの策定等

○市における業務継続計画（BCP）の策定、見直し及び実効性向上を促進すること等により、業務継続体制を強化する取組を進める。【総務課】

##### ④県庁LAN（県行政情報ネットワーク）及びL GWAN（総合行政ネットワーク）の見直し

○災害等による通信インフラの麻痺・停止等に対応するため、本庁舎や支所を中心に情報通信機能に冗長性を持たせる等、環境の整備を進める。【企画政策課】

##### ⑤受援計画の策定等【再掲】

○被災による行政機能の大幅な低下に対し、他の自治体から応援職員を受け入れる必要があるため、受援体制の検討を進める。【総務課】

##### ⑥災害時に防災拠点となる庁舎等の耐震診断の実施【再掲】

○災害時に防災拠点となる庁舎・避難所について耐震化を進め、庁舎の被災による、行政機能の低下を招かないようにする。【まちづくり推進課・財政課】

##### ⑦ICT-BCPの策定

○災害や事故等を受けても、重要業務をなるべく中断させずに、中断しても早急にシステムを復旧させるためにICT-BCP計画を策定する。【総務課】

##### ⑧教育施設の改築等【再掲】

○避難者が多数になり得る地域は、指定の避難所以外に学校等の利用も想定されることから、耐震化や必要な改築を推進する。【教育総務課】

##### ⑨学校給食センター等の利用

○災害発生時に、一時的に学校給食センターの利用が想定されるため、改築を進めるにあたっては、外部電源等の利用を備えた施設整備を推進する。【教育総務課】

**〈主な取組及び施策〉**

- 住宅耐震改修等促進事業
- 非常用発電機の設置
- 本庁舎大規模改修事業
- BCP の策定
- 受援計画策定
- 本庁舎増築整備事業
- 本庁舎耐震補強工事
- 大隅、財部支所庁舎建替整備事業
- ICT インフラの整備促進
- 小中学校の耐震化
- 学校給食センターの改築
- 小学校の改築

**〈重要業績指標〉**

指標の名称	指標の現状値	指標の目標値	所管
市有建築物の耐震化	64%(平成 19 年度)	90% (令和 7 年度)	まちづくり推進課
BCP の策定	策定済	修正	総務課
受援計画策定	未策定	策定	総務課

## 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

### 4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

#### ①情報通信機能の耐災害性の強化

○震度6弱以上の地震が想定される多くの地域については、屋外施設や重要家屋の被災及び電柱の折損などにより通信設備の損壊等が発生し、音声通話やデータ通信の利用困難が想定される。このため、公共施設等を中心とした耐災害性を有する情報通信機能の強化を図る必要がある。【まちづくり推進課・総務課】

#### ②県庁LAN(県行政情報ネットワーク)及びL GWAN(総合行政ネットワーク)の見直し【再掲】

○災害等による通信インフラの麻痺・停止等に対応するため、本庁舎や支所を中心に情報通信機能に冗長性を持たせる等、環境の整備を進める。【企画政策課】

### 4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

#### ①災害に強い放送ネットワーク、情報通信基盤の整備

○災害に強い放送ネットワークを整備するため、AMラジオ放送のFM補完中継局の整備を促進するとともに、インターネット等の多様な情報獲得手段の確保に努める。【企画政策課】

#### ②住民への災害情報提供

○住民への災害情報提供にあたり、自治体や自主防災組織などが連携して、災害時に支障をきたさないよう、それらの対策を推進する。【企画政策課・総務課】

#### ③情報伝達手段の多様化

○防災行政無線のデジタル化の推進、消防等の通信基盤・施設の堅牢化・高度化等により、情報伝達手段の多様化・確実化を推進する。【企画政策課・総務課】

#### <主な取組及び施策>

・地域IoT実装推進事業

・光ファイバー網整備推進事業

#### <重要業績指標>

指標の名称	指標の現状値	指標の目標値	所管
市HP等における市道災害情報の期間中更新回数	0回/日	1回/日	企画政策課
インターネット光回線の未整備地区数	4地区	0地区	企画政策課

**4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態**

**①情報伝達手段の多様化【再掲】**

○防災行政無線のデジタル化の推進、消防等の通信基盤・施設の堅牢化・高度化等により、情報伝達手段の多様化・確実化を推進する。【企画政策課・総務課】

**②県庁LAN(県行政情報ネットワーク)及びLGWAN(総合行政ネットワーク)の見直し【再掲】**

○災害等による通信インフラの麻痺・停止等に対応するため、本庁舎や支所を中心に情報通信機能に冗長性を持たせる等、環境の整備を進める。【企画政策課】

**③道路情報提供装置の整備**

○災害発生時は、情報伝達の不備による避難行動の遅れ等で多数の死傷者が発生するおそれがある。このため、通行規制情報や緊急情報を迅速かつ正確に道路利用者へ伝えるために、道路情報提供装置の新設・更新及び機能の高度化を図る。【土木課】

**<主な取組及び施策>**

・地域IoT実装推進事業

・光ファイバー網整備推進事業

**<重要業績指標>**

指標の名称	指標の現状値	指標の目標値	所管
市HP等における市道災害情報の期間中更新回数	0回/日	1回/日	企画政策課
インターネット光回線の未整備地区数	4地区	0地区	企画政策課

## 5 経済活動を機能不全に陥らせない

### 5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による企業活動等の停滞

#### ①食料等の物資供給の確保

○大規模自然災害が発生し、道路施設等が被災するとサプライチェーンが寸断され、企業生産力低下による企業活動等の停滞が想定される。このため、道路の防災、震災対策及び老朽化対策や洪水・土砂災害対策等を着実に推進する。【土木課】

#### ②高規格幹線道路及び地域高規格道路等の整備推進【再掲】

○高規格幹線道路及び地域高規格道路等は、緊急輸送道路としての機能を有していることや、救急医療体制確保のため、早期完成が必要である。早期全線開通のため、建設促進協議会と連携して要望活動を強化する。【土木課】

#### ③企業におけるBCP策定等の支援

○県内の中小企業に対して、事業継続計画（BCP）の普及・啓発を図るとともに、BCPの支援を行う。また、有事の際にBCPが機能するよう、取引先とのサプライチェーンの確保などの平常時の取組を継続的に実施する事業継続マネジメント（BCM）の社内構築に向けた支援を行う。【商工観光課】

#### ④企業の防災対策関連施設等の整備の支援

○市内企業のBCP対策を促進し、雇用機会の確保を図るため、進出企業が行う防災対策関連の施設・設備の整備を支援する。【商工観光課】

#### 〈主な取組及び施策〉

- |           |                     |
|-----------|---------------------|
| ・ 道路維持費   | ・ 都城志布志道路の事業促進      |
| ・ 道路新設改良費 | ・ 国道 10 号の 4 車線化の実現 |
| ・ 河川費     | ・ 曾於横断道路の事業採択       |
| ・ 砂防費     |                     |

### 5-2 物流機能等の大幅な低下

#### ①道路の防災対策の推進

○道路施設が被災すると避難・救助活動、応急復旧活動等に障害が及ぶことが想定される。このため、地震・洪水・土砂災害対策等の道路の防災対策を着実に推進する。【土木課】

#### ②高規格幹線道路及び地域高規格道路等の整備推進【再掲】

○高規格幹線道路及び地域高規格道路等は、緊急輸送道路としての機能を有していることや、救急医療体制確保のため、早期完成が必要である。早期全線開通のため、建設促進協議会と連携して要望活動を強化する。【土木課】

#### 〈主な取組及び施策〉

- |                 |                     |
|-----------------|---------------------|
| ・ 道路維持費         | ・ 国道 10 号の 4 車線化の実現 |
| ・ 公共施設等適正管理推進事業 | ・ 曾於横断道路の事業採択       |
| ・ 都城志布志道路の事業促進  |                     |

### 5-3 食料等の安定供給の停滞

#### ①物資輸送ルートの確保【再掲】

○大規模自然災害が発生した際、避難、支援、輸送のための陸上ルートが寸断され、被災地での食料・飲料水等生命に関わる物資供給が長期停止することが想定される。このため、道路施設などの耐震性等の機能強化を推進するとともに、既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策及び老朽化対策を確実に実施し、緊急輸送機能の軸となる高速交通ネットワーク構築や輸送モード間の連携等による複数輸送ルートの確保を図る。【土木課・商工観光課】

#### ②道路の防災対策の推進

○道路施設が被災するとサプライチェーンが寸断され、企業生産力低下による企業活動等の停滞が想定される。このため、地震・洪水・土砂災害対策等の道路の防災対策を着実に推進する。【土木課】

#### ③高規格幹線道路及び地域高規格道路等の整備推進【再掲】

○高規格幹線道路及び地域高規格道路等は、緊急輸送道路としての機能を有していることや、救急医療体制確保のため、早期完成が必要である。早期全線開通のため、建設促進協議会と連携して要望活動を強化する。【土木課】

#### ④備蓄物資の供給体制等の強化【再掲】

○本市では、民間事業者と災害時に不足する食料・飲料水等物資の供給に関する協定を締結しているが、さらに災害協定を促進し、物資調達・供給体制を確保する。【総務課】

#### ⑤受援計画の策定等【再掲】

○被災による行政機能の大幅な低下に対し、他の自治体から応援職員を受け入れる必要があるため、受援体制の検討を進める。【総務課】

#### ⑥農道・農道橋の保全対策の推進

○造成後年数が経過し老朽化が進展していることから、施設の機能診断、機能保全計画の策定を急ぎ、長寿命化対策に着手する。【農政課・耕地林務課・産業振興課】

#### ⑦学校給食センター等の利用【再掲】

○災害発生時に、一時的に学校給食センターの利用が想定されるため、改築を進めるにあたっては、外部電源等の利用を備えた施設整備を推進する。【教育総務課】

#### 〈主な取組及び施策〉

- |                     |               |
|---------------------|---------------|
| ・ 道路維持費             | ・ 災害時備蓄品整備事業  |
| ・ 橋梁長寿命化修繕事業        | ・ 受援計画策定      |
| ・ 公共施設等適正管理推進事業     | ・ 農道等維持補修費    |
| ・ 都城志布志道路の事業促進      | ・ 農村地域防災減災事業  |
| ・ 国道 10 号の 4 車線化の実現 | ・ 農山漁村地域整備交付金 |
| ・ 曾於横断道路の事業採択       |               |

#### 〈重要業績指標〉

指標の名称	指標の現状値	指標の目標値	所管
整備率	61.6% (R2)	80% (R12)	耕地林務課

#### 5-4 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

##### ① 応急給水体制の整備【再掲】

○災害時等において水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要な不可欠な水の供給に支障を来すおそれがあることから、被災した水道施設の迅速な把握に努めるとともに、災害時相互応援協定に基づき、必要に応じた応援給水や水道施設の災害復旧を図る。【まちづくり推進課・総務課】

##### ② 水道施設の耐震化等の推進【再掲】

○災害時等において水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要な不可欠な水の供給に支障を来すおそれがあることから、水道施設における被害の発生を抑制し影響を小さくするため、水道事業者に対して、生活基盤施設耐震化等交付金を活用した施設整備など、水道施設の耐震化を促進する。【水道課】

##### ③ 農業水利施設等の保全対策の推進

○造成後年数が経過し老朽化が進展していることから、施設の機能診断、機能保全計画の策定を急ぎ、耐震化及び長寿命化対策に着手する。【農政課・耕地林務課・産業振興課】

##### 〈主な取組及び施策〉

- |                  |                  |
|------------------|------------------|
| ・畑地かんがい事業        | ・農山漁村地域整備交付金     |
| ・土地改良施設維持管理適正化事業 | ・農業水路等長寿命化防災減災事業 |
| ・農村地域防災減災事業      |                  |



## 6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

### 6-1 ライフライン（電気、ガス、上下水道等）の長期間にわたる機能停止

#### ①防災拠点等への再エネ設備等の導入支援

○災害により電力会社からの電力供給が遮断された際に、防災拠点や避難所の機能を維持できるよう多様性を確保し、従来の非常用発電機に加え、「災害に強く、環境負荷の小さい地域づくり」を行うために、再生可能エネルギーと蓄電池、燃料電池等を合わせた自立・分散型エネルギーの導入も図る。【総務課・まちづくり推進課・財政課】

#### ②水道施設の耐震化等の推進【再掲】

○災害時等において水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要な不可欠な水の供給に支障を来すおそれがあることから、水道施設における被害の発生を抑制し影響を小さくするため、水道事業者に対して、生活基盤施設耐震化等交付金を活用した施設整備など、水道施設の耐震化を促進する。【水道課】

#### ③農業集落排水施設の老朽化対策の推進

○大規模地震等が発生した場合、農業集落排水施設が被災し、長期間にわたり機能を停止するおそれがある。このため、農業集落排水施設の老朽化に対する機能診断を速やかに実施し、これに基づく老朽化対策を着実に進め、施設の安全性を高める。【まちづくり推進課・農政課・耕地林務課・産業振興課】

#### ④浄化槽台帳システムの整備等

○大規模地震が発生した場合、浄化槽が被災し、長期間にわたり機能を停止するおそれがある。このため、老朽化した単独浄化槽から災害に強い合併浄化槽への転換を促進するとともに、災害時の浄化槽の使用可否の把握等に利する浄化槽台帳システムの整備及び内容充実を図る。【市民環境課・地域振興課】

#### ⑤し尿処理施設の防災対策の強化

○大規模地震等が発生した場合、し尿処理施設の被災により施設が使用不能となり、し尿処理に支障を来すことが想定される。このため、し尿処理施設の耐震対策等を促進する。【市民環境課・地域振興課】

#### ⑥下水道BCPの策定【再掲】

○大規模地震等が発生した場合、下水施設が被災し、長期間にわたる機能停止のおそれや疫病・感染症等の大規模発生が想定される。このため、簡易な下水道BCPを策定し、今後さらなる内容の充実を図り、下水を速やかに排除、処理する体制を整える。【水道課】

<b>&lt;主な取組及び施策&gt;</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 本庁舎耐震補強工事</li> <li>• 本庁舎大規模改修事業</li> <li>• 本庁舎増築整備事業</li> <li>• 大隅、財部支所庁舎建替整備事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 浄化槽設置整備事業</li> <li>• し尿処理費</li> <li>• 水道施設耐震化等促進</li> <li>• 下水道 BCP の策定</li> </ul>		
<b>&lt;重要業績指標&gt;</b>			
指標の名称	指標の現状値	指標の目標値	所管
本庁耐震補強	0%（令和 2 年度）	100%（令和 4 年度）	まちづくり推進課
大隅支所	0%（令和 2 年度）	100%（令和 5 年度）	
財部支所	0%（令和 2 年度）	100%（令和 6 年度）	

<b>6-2 新幹線等基幹的交通から地域交通網まで、陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止</b>
<p>①高規格幹線道路及び地域高規格道路等の整備推進【再掲】</p> <p>○高規格幹線道路及び地域高規格道路等は、緊急輸送道路としての機能を有していることや、救急医療体制確保のため、早期完成が必要である。早期全線開通のため、建設促進協議会と連携して要望活動を強化する。【土木課】</p>
<b>&lt;主な取組及び施策&gt;</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 都城志布志道路の事業促進</li> <li>• 曾於横断道路の事業採択</li> <li>• 国道 10 号の 4 車線化の実現</li> </ul>

<b>6-3 防災インフラの長期間にわたる機能不全</b>
<p>①防災インフラの整備</p> <p>○大規模地震想定地域等における防災インフラについては、完了に向けて計画的かつ着実に対策を進める。【総務課・まちづくり推進課】</p>
<b>&lt;主な取組及び施策&gt;</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 防災施設整備事業</li> </ul>

## 7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生											
<p>①救助活動能力（体制、装備資機材）の充実向上</p> <p>○大規模地震災害など過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため、消防等の体制・装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化・整備を図る。【総務課】</p> <p>②土地区画整理事業の推進</p> <p>○大規模地震等が発生した場合、住宅密集地や市街地において大規模火災が発生し、多数の死傷者が発生することが想定される。このため、都市区画整理事業を施行し、密集市街地等における、災害に強いまちづくりを推進する。【まちづくり推進課】</p> <p>③都市公園事業の推進・指導</p> <p>○大規模地震等が発生した場合、市街地での大規模火災が発生することが想定される。このため、都市公園事業の推進・指導により、災害発生時の避難・救援活動の場となる都市公園や緑地を確保する。【まちづくり推進課】</p> <p>④消防団や自主防災組織等の充実強化【再掲】</p> <p>○公助の手が回らないことも想定し、消防団や自主防災組織等の充実強化を促進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促進する。【総務課】</p> <p>⑤大規模地震時の電気火災対策の推進</p> <p>○地震後の電気火災の予防及び火災時の被害軽減のため、キャンペーン等による防火対策の推進等を図る。【総務課】</p>											
<p>〈主な取組及び施策〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公園施設長寿命化事業</li> <li>・ 都市公園整備事業</li> <li>・ 災害対策費</li> <li>・ 常備消防・消防団の充実（常備消防費・非常備消防費）</li> <li>・ 消防設備・施設の充実（消防施設費）</li> <li>・ 消防防災施設整備費補助金の活用</li> <li>・ 緊急消防援助隊設備整備補助金の活用</li> </ul>											
<p>〈重要業績指標〉</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">指標の名称</th> <th style="width: 25%;">指標の現状値</th> <th style="width: 25%;">指標の目標値</th> <th style="width: 25%;">所管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公園施設の耐震化及び長寿命化率</td> <td>0%（平成 29 年度）</td> <td>95%（令和 7 年度）</td> <td>まちづくり推進課</td> </tr> </tbody> </table>				指標の名称	指標の現状値	指標の目標値	所管	公園施設の耐震化及び長寿命化率	0%（平成 29 年度）	95%（令和 7 年度）	まちづくり推進課
指標の名称	指標の現状値	指標の目標値	所管								
公園施設の耐震化及び長寿命化率	0%（平成 29 年度）	95%（令和 7 年度）	まちづくり推進課								

7-2 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺											
<p>①交通施設、沿線・沿道建物の耐震化【再掲】</p> <p>○大規模地震が発生した場合、交通施設及び沿道建築物の複合的な倒壊により、避難や応急対応に障害が及ぶことが想定される。このため、交通施設及び沿線・沿道建築物の耐震化を促進する。【土木課・まちづくり推進課】</p>											
<p>〈主な取組及び施策〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅耐震改修等促進事業</li> <li>・道路新設改良費</li> <li>・道路維持費</li> <li>・狭あい道路整備促進事業</li> </ul>											
<p>〈重要業績指標〉</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">指標の名称</th> <th style="width: 25%;">指標の現状値</th> <th style="width: 25%;">指標の目標値</th> <th style="width: 25%;">所管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路沿道の建築物の耐震化率</td> <td>48%(平成29年度)</td> <td>95%(令和7年度)</td> <td>土木課・まちづくり推進課</td> </tr> </tbody> </table>				指標の名称	指標の現状値	指標の目標値	所管	道路沿道の建築物の耐震化率	48%(平成29年度)	95%(令和7年度)	土木課・まちづくり推進課
指標の名称	指標の現状値	指標の目標値	所管								
道路沿道の建築物の耐震化率	48%(平成29年度)	95%(令和7年度)	土木課・まちづくり推進課								

7-3 ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂・火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生	
<p>①農業用ため池の防災対策</p> <p>○決壊した場合に人的被害を与えるおそれのある農業用ため池（防災重点ため池）について、関係機関・施設管理者等が連携し、ハードとソフトを適切に組み合わせた防災対策を推進する。【耕地林務課】</p>	
<p>②防災インフラの維持管理・更新</p> <p>○防災インフラの損壊・機能不全による二次災害が発生した場合、多数の死傷者の発生が生じるおそれがある。このため、防災インフラの機能の保持のため、中長期的維持管理方針を定めた長寿命化計画を策定し、効果的・効率的な維持管理、施設の更新等を行う。【総務課・まちづくり推進課】</p>	
<p>〈主な取組及び施策〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災施設整備事業</li> <li>・農村地域防災減災事業</li> <li>・ため池等整備事業</li> <li>・農山漁村地域整備交付金</li> </ul>	

7-4 有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃	
<p>①有害物質の流出対策等</p> <p>○大規模自然災害の発生に伴う有害物質の大規模拡散・流出等による環境への悪影響を防止するため、事故発生を想定したマニュアルの整備を促進するなど、県と連携して対応する。【市民環境課・総務課】</p>	
<p>②有害物質の飛散による健康被害の防止【再掲】</p> <p>○倒壊した住宅・建築物の建材に含まれる有害物質の飛散による健康被害の防止に努める。【まちづくり推進課】</p>	
<p>〈主な取組及び施策〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅建築物安全ストック形成事業</li> </ul>	

## 7-5 農地・森林等の被害による国土の荒廃

### ①適切な森林整備の推進

○適期に施業が行われていない森林や、伐採したまま植栽等が実施されない森林は、台風や集中豪雨等により大規模な森林被害が発生し、森林の公益的機能の発揮に支障を来すおそれがある。このため、間伐や伐採跡地の再造林等の適切な森林整備を推進する。【耕地林務課】

### ②農地浸食防止対策の推進

○豪雨が生じた場合、農地の土壌流出や法面の崩壊が生じ、農地の侵食や下流人家等への土砂流入等の被害が及ぶことが想定される。このため、災害を未然に防止するための農地侵食防止対策や土砂崩壊防止対策等を推進する。【農政課】

### ③治山事業の推進【再掲】

○集中豪雨の発生頻度の増加等により、林地の崩壊など大規模な山地災害の発生が懸念される。このため、山地災害のおそれのある「山地災害危険地区」について、治山事業により、治山施設や森林の整備を推進する。【耕地林務課】

### ④鳥獣被害防止対策の推進

○野生鳥獣による農作物被害により、荒廃農地の発生や営農意欲の減退などが想定される。このため、猟友会と連携し、鳥獣被害の防止に向けて「寄せ付けない」、「侵入を防止する」、「個体数を減らす」取組を、一体的かつ総合的に推進する。【農政課・畜産課】

### ⑤鳥獣害対策の強化

○鳥獣による被害を受けた森林等は、健全性が低下し荒廃することで、山地災害の発生につながるおそれがある。このような事態を未然に防ぐため、鳥獣害対策を強化する。【農政課】

### ⑥活動火山周辺地域防災営農対策の推進

○桜島の降灰により野菜等が被害を受け、収穫及び品質の低下の原因となっている。ビニールハウスや降灰対策機械を導入し、品質の向上に努め農家の経営安定を図る。【農政課】

### 〈主な取組及び施策〉

- |                      |                          |
|----------------------|--------------------------|
| ・市単独間伐、再造林及び下刈促進対策事業 | ・農山漁村振興交付金のうち農山漁村活性化整備対策 |
| ・農業・農村活性化推進施設等整備事業   | ・強い農業・担い手づくり総合支援交付金      |
| ・農業基盤整備促進事業          | ・鳥獣被害防止総合対策交付金           |
| ・治山事業                | ・林業・木材産業成長産業化促進事業        |
| ・特殊農地保全整備事業          | ・農山漁村地域整備交付金             |
| ・農村地域防災減災事業          |                          |

## 8 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

### 8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

#### ①ストックヤードの確保

○大規模自然災害が発生した場合、建物の浸水や倒壊等により大量の災害廃棄物が発生することが想定される。早急な復旧、復興のためには、災害廃棄物を仮置きするためのストックヤードが必要であるため、災害廃棄物の発生量の推計に合わせ、市におけるストックヤードの確保を促進する。【市民環境課】

#### ②災害時における廃棄物処理等の協力に関する協定の締結

○大規模自然災害が発生した場合、建物の浸水や倒壊等により大量の災害廃棄物が発生し、市の通常の廃棄物処理体制では適正な処理が困難になることが想定される。このため、災害廃棄物処理等の協力について、鹿児島県産業資源循環協会と協定を締結しているところであるが、さらなる協力体制の実効性向上を図る。【市民環境課】

#### ③災害廃棄物処理計画の策定

○大規模自然災害が発生した場合、その被害は広域にわたり、市の通常の廃棄物処理体制では適正な処理が困難になることが想定される。このため、広域被災を想定した市災害廃棄物処理（実行）計画策定の促進等とともに、処理の実効性向上に向けた人材育成を図る。【市民環境課・総務課】

#### 〈主な取組及び施策〉

- ・災害廃棄物処理対応力強化支援事業

### 8-2 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

#### ①建設関係団体との応急復旧体制の強化、建設業における防災・減災の担い手確保・育成

○行政機関と建設関係団体との災害協定の締結、建設関係団体内部におけるBCP策定災害協定の締結等の取組が進められているが、道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の育成の視点に基づく横断的な取組は行われていない。また、地震、土砂災害、火山災害等の災害時に道路啓開等を担う建設業においては若年入職者の減少、技能労働者の高齢化の進展等による担い手不足が懸念されるところであり、担い手確保・育成の観点から就労環境の改善等を図る。【土木課・まちづくり推進課】



### 8-3 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事象

#### ①浸水対策、流域減災対策

○大規模地震等が発生した際に堤防等が損壊するなどにより、大規模な浸水被害等の発生が想定される。このため、地震、洪水等による浸水への対策を着実に推進するとともに、被害軽減に資する流域減災対策を推進する。【土木課】

#### ②河川堤防等の整備

○広域地盤沈下等が発生した場合、建築物が損壊・浸水し、住民等の生命・身体に著しい危害が生ずるおそれがある。現在、洪水による浸水対策については、過去に大きな浸水被害が発生した箇所について河川堤防等の施設の整備を推進しているが、今後より一層の整備推進を図る。また、比較的発生頻度の高い（数十年～百数十年の頻度）地震については、今後、施設の機能を検証し整備の必要性について検討する。【土木課】

#### ③地籍調査の継続的推進

○災害後の円滑な復旧・復興を確保するためには、地籍調査により土地境界を明確にしておくことが重要となるため、継続的な調査等の推進を図る。【税務課】

#### 〈主な取組及び施策〉

- ・ 河川費
- ・ 大淀川・菱田川流域の水防災協議会に参加

### 8-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

#### ①災害時の対応力向上のためのコミュニティ力強化

○災害が起きた時の対応力を向上するためには、必要なコミュニティ力を構築する必要がある。ハザードマップ作成・訓練・防災教育等を通じた地域づくり、事例の共有によるコミュニティ力を強化するための取組を県と連携しながら対応する。【総務課】

#### ②文化財の保護管理

○文化財の所有者または管理者に対する防災体制の確立指導を行い、文化財の耐震化、防災設備の整備等を促進する。【生涯教育課】

#### 〈主な取組及び施策〉

- ・ 地域コミュニティ活性化推進計画
- ・ ハザードマップの作成
- ・ 文化財保護費

#### 〈重要業績指標〉

指標の名称	指標の現状値	指標の目標値	所管
地域コミュニティ協議会の設置数	0 協議会（令和元年度）	6 協議会（令和7年度）	総務課
ハザードマップ作成状況	一部作成	作成済	総務課



### 8-5 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

#### ① 応急仮設住宅建設候補地リスト作成

○ 応急仮設住宅の建設用地が迅速に確保できるよう、候補地リストを作成しているが、かけ崩れの被災の可能性について、十分留意した候補地選定となるよう、定期的な情報更新を行う。

【まちづくり推進課・総務課】

#### ② 災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定

○ 災害時において迅速に建設型応急仮設住宅を供給するために、締結した協定に基づき災害時を想定した事前訓練等を実施する。【まちづくり推進課・総務課】

#### ③ 災害時における民間賃貸住宅の媒介に関する協定

○ 災害時において迅速に借上型応急仮設住宅を供給するために、締結した協定に基づき災害時を想定した事前訓練等を実施する。【まちづくり推進課・総務課】

#### ④ 災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定

○ 災害時において迅速に借上型応急仮設住宅を供給するために、締結した協定に基づき災害時を想定した事前訓練等を実施する。【まちづくり推進課・総務課】

### 8-6 風評被害、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響

#### ① 県内商工会・商工会議所と市町村が共同で策定する事業継続力強化支援計画の認定

○ 県内商工会・商工会議所と共同で策定する事業継続力強化支援計画の認定を受けることにより、業務継続体制とその取組を強化する。【商工観光課】

#### ② 道路状況の迅速な把握と道路利用者への災害情報の提供

○ 道路施設が被災すると避難・救助活動、応急復旧活動等に障害が及ぶことが想定される。このため、通行規制情報や緊急情報を迅速かつ正確に道路利用者へ伝えるために、関係機関との連絡体制の構築及び情報伝達手段の多様化を図る。【土木課】

## 第6章 市地域計画の推進と不断の見直し

### 6-1 他の計画等の必要な見直し

市地域計画は地域の強靱化の観点から、市における市地域計画以外の総合計画や地域防災計画をはじめとする様々な分野の計画等の指針となるものであることから、市地域計画で示された指針に基づき、他の計画等においては、必要に応じて所要の検討を行い、市地域計画との整合性を図っていく。

### 6-2 地域計画の不断の見直し

本市の地域強靱化の実現に向けては、中長期的な展望を描きつつ、今後の地域強靱化を取り巻く社会経済情勢等の変化や、国全体の強靱化政策の推進状況等に応じた施策の推進が必要となることから、市地域計画の推進期間は概ね5年間とする。

なお、計画期間内においても、施策の進捗や社会情勢の大きな変化等により、見直しが必要な場合は、適宜見直しの検討を行うものとする。

### 6-3 プログラムの推進と重点化

推進方針の策定に当たっては、限られた資源で効率的・効果的に地域強靱化を進めるため、施策の重点化を行いながら進める必要がある。

このため、第4章で実施した脆弱性評価の結果を踏まえ、「人命の保護」を最優先として、事態が回避されなかった場合の影響の大きさ、緊急度などの視点や、国基本計画との一体性等を総合的に勘案し、市では取組や事業が位置付けられているプログラムを重点化すべきプログラムとした。取組みや事業一覧については、次表に示す。

この重点化したプログラムについては、その重要性に鑑み、進捗状況、関係部局等における施策の具体化の状況等を踏まえつつ、さらなる重点化を含め取組の一層の推進に努めるものとする。

表 主な取組や事業

部署	取組み、事業	リスクシナリオ
土木課	大淀川・菱田川流域の水防災協議会に参加	1-4、8-3
	河川費	1-4、5-1、8-3
	道路維持費	1-1、2-1、5-1、5-2、5-3、7-2
	都城志布志道路の事業促進	1-3、2-1、2-2、2-3、2-5、2-7、5-1、5-2、5-3、6-2
	橋梁長寿命化修繕事業	2-1、5-3
	曾於横断道路の事業採択	1-3、2-1、2-2、2-3、2-5、2-7、5-1、5-2、5-3、6-2
	国道10号の4車線化の実現	1-3、2-1、2-2、2-3、2-5、2-7、5-1、5-2、5-3、6-2
	道路新設改良費	1-1、5-1、7-2
	砂防費	1-5、5-1
	緊急自然災害防止対策事業	2-2
まちづくり推進課	がけ地近接等危険住宅移転事業	1-5
	住宅耐震改修等促進事業	1-1、2-7、3-1、7-2
	防災施設整備事業	2-2、6-3、7-3
	危険廃屋解体撤去事業	1-1
	公園施設長寿命化事業	7-1
	公共施設等適正管理推進事業	2-2、5-2、5-3
	大規模盛土造成地マップの公表	1-1
	大規模盛土造成地変動予測調査	1-1
	本庁舎大規模改修事業	2-2、3-1、2-7、6-1
	狭あい道路整備促進事業	2-2、7-2
	公営住宅整備事業	1-1
	公営住宅等ストック総合改善事業	1-1
	公民館施設整備事業	2-2
	住宅建築物安全ストック形成事業	1-1、1-3、2-7、7-4
	住宅地区改良事業	1-1
	総合体育館施設整備事業	2-2
	都市公園整備事業	7-1
地域防災拠点建築物整備緊急促進事業	1-1、1-3	
企画政策課	地域IoT実装推進事業	4-2、4-3
	光ファイバー網整備推進事業	4-2、4-3

部署	取組み、事業	リスクシナリオ
市民環境課	し尿処理費	6-1
	浄化槽設置整備事業	6-1
	災害廃棄物処理対応力強化支援事業	8-1
生涯教育課	文化財保護費	8-4
商工観光課	道路維持費	2-1、5-3
	橋梁長寿命化修繕事業	2-1、5-3
総務課	BCPの策定	3-1
	災害時備蓄品整備事業	2-1、2-4、5-3
	災害対策費	1-2、7-1
	受援計画策定	2-1、3-1、5-3
	常備消防・消防団の充実（常備消防費・非常備消防費）	2-3、7-1
	消防設備・施設の充実（消防施設費）	2-3、7-1
	消防防災施設整備費補助金の活用	2-3、7-1
	緊急消防援助隊設備整備補助金の活用	2-3、7-1
	非常用発電機の設置	3-1
	防災施設整備事業	2-2、6-3、7-3
	地域IoT実装推進事業	4-2、4-3
	ICTインフラの整備促進	3-1
	住宅耐震改修等促進事業	1-1、2-7、3-1、7-2
	地域コミュニティ活性化推進計画	8-4
ハザードマップの作成	8-4	
耕地林務課	農業・農村活性化推進施設等整備事業	7-5
	農業基盤整備促進事業	7-5
	土地改良施設維持管理適正化事業	5-4
	農業水路等長寿命化防災減災事業	5-4
	特殊農地保全整備事業	7-5
	農道等維持補修費	5-3
	農村地域防災減災事業	5-3、5-4、7-3、7-5
	農山漁村地域整備交付金	5-3、5-4、7-3、7-5
	ため池等整備事業	7-3
	畑地かんがい事業	5-4
	市単独間伐、再造林及び下刈促進対策事業	7-5
	治山事業	1-5、7-5
林業・木材産業成長産業化促進事業	7-5	

部署	取組み、事業	リスクシナリオ
農政課	農山漁村地域整備交付金	5-3、5-4、7-3、7-5
	強い農業・担い手づくり総合支援交付金	7-5
	鳥獣被害防止総合対策交付金	7-5
	農村地域防災減災事業	5-3、5-4、7-3、7-5
	農山漁村振興交付金のうち農山漁村活性化整備対策	7-5
保健課	住宅耐震改修等促進事業	1-1、2-7
	医師会への協力依頼	2-5
	感染症予防に係る消耗品の備蓄	2-1
	浸水被害を受けた住家の消毒	2-6
	二次救急医療体制整備事業	2-5
福祉介護課	住宅耐震改修等促進事業	1-1、2-7、3-1、7-2
教育総務課	住宅耐震改修等促進事業	1-1、2-7、3-1、7-2
	小・中学校の耐震化	1-1、2-7、3-1
	学校給食センターの改築	1-1、2-7、3-1
	小学校の改築	1-1、2-7、3-1
産業振興課	農道等維持補修費	5-3
地域振興課	し尿処理費	6-1
	浄化槽設置整備事業	6-1
	弥五郎伝説の里整備事業	2-7
水道課	浄化槽設置整備事業	6-1
	水道施設耐震化等促進	6-1
	下水道 BCP の策定	6-1
財政課	本庁舎耐震補強工事	1-1、2-2、2-3、2-7、3-1、6-1
	本庁舎増築整備事業	1-1、2-2、2-3、2-7、3-1、6-1
	本庁舎大規模改修事業	1-1、2-2、2-3、2-7、3-1、6-1
	大隅、財部支所庁舎建替整備事業	1-1、2-2、2-3、2-7、3-1、6-1

---

---

曾於市国土強靱化地域計画

令和3年3月  
(令和4年10月改定)

発行・編集 曾於市総務課

---

---